

障害福祉のしおり

令和6年10月発行

我孫子市 健康福祉部 障害者支援課

法律改正等により内容や金額が変更になることがありますのでご了承ください。



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん（左）と
手賀沼のうなぎちゃん（右）

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 西別館4階

TEL 04-7185-1111（代表）

FAX 04-7183-1158

E-mail abk_shougaishashien@city.abiko.chiba.jp

我孫子市ホームページ <http://www.city.abiko.chiba.jp/>



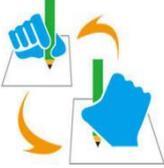
我孫子市 HP



障害福祉のしおり
(PDFファイル2M程度)

◆ まちの中の障害に関するシンボルマーク ◆

 <p>障害者のための 国際シンボルマーク</p>	<p>障害のある方が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のシンボルマーク。障害の種類や程度にかかわらず、すべての障害者を対象としたものです。</p> <p>○ 問合せ先 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>
 <p>身体障害者標識</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>○ 問合せ先 千葉県警察本部または最寄りの警察署 TEL 043-201-0110 (千葉県警察本部)</p>
 <p>聴覚障害者標識</p>	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>○ 問合せ先 千葉県警察本部または最寄りの警察署 TEL 043-201-0110 (千葉県警察本部)</p>
 <p>耳マーク</p>	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを見かけた場合には、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p> <p>○ 問合せ先 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p>
 <p>盲人のための 国際シンボルマーク</p>	<p>視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮された建物、設備、機器に表示する世界共通のマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p> <p>○ 問合せ先 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885</p>
 <p>ほじょ犬 マーク</p>	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。補助犬を受け入れられる施設・店舗等の入口に掲示する等の形で使用されます。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。</p> <p>○ 問合せ先 厚生労働省 TEL 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237</p>

 <p>ハート・プラス マーク</p>	<p>「内臓等の身体内部に障害のある人」を表しています。内部障害は外見から分かりづらいため、障害の存在を示し、理解を得るためのマークです。このマークを見かけた場合は、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p> <p>○ 問合せ先 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928</p>
 <p>オストメイトマーク オストメイトマーク</p>	<p>このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある人）である事と、オストメイトの為に設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。このマークを見かけた場合は、オストメイトへの配慮について御理解、御協力をお願いします。</p> <p>○ 問合せ先 公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682</p>
 <p>手話マーク</p>	<p>耳の不自由な方（ろうあ者等）がコミュニケーションの配慮を求めるときや、市役所や公共施設、お店等で手話対応ができるときに掲示できるマークです。</p> <p>○ 問合せ先 一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>
 <p>筆談マーク</p>	<p>耳の不自由な方（ろうあ者等）がコミュニケーションの配慮を求めるときや、市役所や公共施設、お店等で筆談対応ができるときに掲示できるマークです。</p> <p>○ 問合せ先 一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>
 <p>障害者雇用支援マーク</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者の就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>○ 問合せ先 公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155</p>
 <p>ヘルプマーク</p>	<p>義足や人工関節、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。</p> <p>このマークを身に着けた方を見かけた場合は、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。</p> <p>○ 問合せ先 東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 TEL 03-5320-4147</p>

目次

1. 制度一覧.....	1
2. 障害者手帳.....	5
身体障害者手帳.....	5
療育手帳.....	8
精神障害者保健福祉手帳.....	9
障害者手帳アプリ「ミライロID」とは.....	9
各種手帳申請に必要なもの.....	10
3. 手当.....	11
特別児童扶養手当.....	11
特別障害者手当.....	11
障害児福祉手当.....	11
我孫子市福祉手当.....	11
児童扶養手当.....	11
4. 年金.....	13
障害基礎年金.....	13
特別障害給付金.....	13
障害厚生年金.....	14
労働災害補償保険による傷病（補償）年金・障害（補償）給付.....	14
千葉県心身障害者扶養共済制度.....	15
5. 医療・介護保険.....	16
我孫子市重度障害者医療費助成.....	16
後期高齢者医療.....	17
自立支援医療の給付.....	17
特定疾病療養受療証.....	18
指定難病医療費助成制度.....	19
小児慢性特定疾病医療費助成制度.....	19
我孫子市特定疾病療養者援助金.....	19
介護保険.....	20
6. 健康.....	21
『受診サポート手帳』を使ってみませんか？.....	21
心の健康クラブ.....	21
心の相談.....	21
アルコール教室.....	22
千葉いのちの電話.....	22
自殺予防 いのちの電話.....	22
ヘルプカード、ストラップ型ヘルプマーク.....	22
あんしんカード.....	23
コミュニティカフェ 高次脳機能障害カフェlie to.....	23
コミュニティカフェ Café つぼみ.....	23
7. 税金・公共料金.....	24
所得税・住民税・相続税・贈与税の控除.....	24
自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免.....	25
軽自動車税（種別割）の減免.....	26
NHK放送受信料の減免.....	27

8. 補装具・日常生活用具等	28
補装具費の支給.....	28
我孫子市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成.....	29
取り付けていますか？住宅用火災警報器.....	29
日常生活用具の給付.....	29
在宅人工呼吸器療養者支援事業.....	34
車いすの貸し出し.....	34
身体障害者補助犬の給付.....	35
9. 障害福祉サービス等	36
障害福祉サービス.....	36
日中一時支援事業.....	39
ガイドヘルパー派遣事業.....	39
代筆・代読ヘルパー派遣事業.....	39
中途視覚障害者自立更生支援事業.....	39
訪問入浴サービス.....	40
緊急通報システム装置の貸与.....	40
理髪サービス.....	40
配食サービス事業.....	41
福祉用具貸与・購入費助成事業.....	41
手話通訳者設置事業.....	41
手話通訳・要約筆記派遣事業.....	42
障害者等住宅改造費の助成.....	42
障害者施設等通所費用助成.....	42
障害者グループホーム等入居者家賃助成.....	43
障害者（児）一時介護（レスパイト）委託料助成.....	43
失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業.....	44
児童通所支援事業.....	44
10. その他の福祉サービス	45
声の広報あびこ.....	45
市民図書館のサービス.....	45
ごみ出し支援ふれあい収集事業.....	46
選挙の点字投票・代理投票.....	46
郵便等による不在者投票.....	47
電話お願い手帳.....	47
緊急通報システム NET119.....	47
聴覚・言語障害者専用110番緊急通報システム.....	48
生活福祉資金の貸付.....	49
我孫子市保育料の軽減.....	49
取手グリーンスポーツセンター利用料の免除.....	50
松戸保健所一時入院等事業.....	50
ハガキの無料配布（青い鳥郵便ハガキ）.....	50
NTTの無料電話番号案内（ふれあい案内）.....	51
携帯電話の基本使用料等の割引.....	51
福祉避難所.....	51
成年後見制度.....	52
成年後見制度市長申し立て及び報酬扶助.....	53
あびこ後見支援センター.....	53
LINE で気軽に見守り！.....	53

1 1. 交通	54
我孫子市福祉タクシー利用券.....	54
有料道路料金の障害者割引.....	54
障害者自動車運転免許取得費助成.....	55
身体障害者用自動車改造費助成.....	55
市営自転車駐車場使用料の免除.....	56
送迎バスの空席を活用した外出応援事業.....	56
我孫子市バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」.....	57
駐車禁止規制適用除外.....	57
運転免許適性審査.....	58
タクシー会社による運賃の割引.....	58
航空運賃割引.....	58
鉄道運賃割引.....	59
民営バス運賃の割引.....	59
あびバス.....	59
移送車貸し出し事業.....	60
福祉有償運送事業による移送サービス.....	60
ちば障害者等用駐車区画利用証制度.....	61
1 2. 雇用・就労支援	62
我孫子市障害者就労支援センター.....	62
我孫子市地域職業相談室.....	62
ハローワーク（公共職業安定所）.....	62
千葉障害者職業センター.....	62
千葉障害者就業支援キャリアセンター.....	63
障害者就業・生活支援センター ビックハート 柏.....	63
千葉県立障害者テクノスクール.....	63
一般高等技術専門校での職業訓練.....	64
国立職業リハビリテーションセンター.....	65
青年サークル むぎの会.....	65
就労移行支援事業.....	65
就労定着支援事業.....	65
1 3. 相談の窓口	66
障害者支援課.....	66
障害者まちかど相談室.....	66
障害者相談員・地域相談員・広域専門指導員.....	66
我孫子市障害者福祉センター ※地域活動支援センター事業所（Ⅱ型）.....	67
子ども相談課.....	68
子ども虐待防止対策室.....	68
我孫子市こども発達センター（児童発達支援センター）.....	68
子ども支援課.....	69
保健センター（健康づくり支援課）.....	69
社会福祉課 生活相談係.....	69
我孫子市教育相談センター.....	70
国保年金課.....	70
高齢者支援課.....	70
高齢者なんでも相談室.....	71
我孫子市社会福祉協議会.....	72
千葉県庁.....	72

千葉県東葛飾障害者相談センター.....	72
千葉県柏児童相談所.....	72
千葉県松戸保健所（健康福祉センター）.....	73
松戸保健所我孫子連絡所.....	73
千葉県こころセンター（千葉県精神保健福祉センター）.....	73
中核地域生活支援センターほっとねっと.....	73
千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）.....	74
民生委員・児童委員.....	74
日本年金機構・松戸年金事務所.....	74
街角の年金相談センター柏.....	74
東葛北部地域難病相談支援センター.....	75
保健福祉サービスの苦情解決.....	75
障害者への虐待や差別の相談窓口.....	75
14. 市内施設等一覧.....	76
障害者まちかど相談室一覧.....	76
サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所.....	76
我孫子市自立支援協議会.....	76
居宅介護系事業所（市内）.....	77
短期入所事業所（市内と近隣市）.....	77
通所施設一覧（市内）.....	78
一般就労後に利用できる事業所.....	79
住まいの場（市内）.....	80
児童発達支援（福祉型）事業所（市内）.....	81
放課後等デイサービスを利用できる事業所（市内）.....	81
保育所等訪問支援を利用できる事業所.....	82
居宅訪問型児童発達支援を利用できる事業所.....	82
日中一時支援事業所.....	82
ガイドヘルパー、代筆・代読ヘルパー派遣事業所.....	83
訪問入浴サービスを利用できる事業所.....	84
理髪サービスを利用できる理容店.....	84
我孫子市公共施設減額・免除等実施施設一覧.....	85
関係団体（役員が変更される場合があります）.....	86
問合せ先一覧.....	87
15. 別表.....	88
別表1 生活福祉資金の種類.....	88
障害者優先調達推進法について.....	89
別表2 福祉避難所一覧.....	90

1. 制度一覧

●印はほぼ該当、△は一部該当。主に程度別要件がある制度の一覧です。
 詳細については該当ページをご覧ください。

区分		手当					年金			医療・介護保険										
制度		特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	我孫子市福祉手当（18歳以上）	我孫子市福祉手当（18歳未満）	児童扶養手当	障害基礎年金	千葉県心身障害者扶養共済制度	我孫子市重度障害者医療費助成	後期高齢者医療	自立支援医療（更生医療）	特定疾病療養受療証	我孫子市特定疾病療養者援助金	介護保険					
ページ		11	11	11	11	11	11	13	15	16	17	17	18	19	20					
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	●	△	●	●	△	△	●	＜本文参照＞	●	△	＜本文参照＞	＜本文参照＞	＜本文参照＞					
		3	●				●		△		●	●				△				
		4	△									△				△				
		5														△				
		6														△				
	視覚障害	1・2	●	△	△	●	●	△	△		●	●				△				
		3	●				●		△		●	●				△				
		4	△													△				
		5														△				
	音声・言語・聴覚・平衡	2	●	△	△	●	●	△	△		●	＜本文参照＞				●	△	＜本文参照＞	＜本文参照＞	＜本文参照＞
		3	●				●		△		●					●	△			
		4	△													△	△			
		5・6															△			
	内部障害	1・2	△	△	△	●	●	△	△		●	＜本文参照＞				●	△	＜本文参照＞	＜本文参照＞	＜本文参照＞
		3	△				●		△		●					●	△			
		4	△														△			
療育手帳	㊸・㊹の1・㊺の2	●	△	●	●	●	△	△	●	＜本文参照＞	●		＜本文参照＞	＜本文参照＞	＜本文参照＞					
	Aの1	●	△	△	●	●	△	△	●		●									
	Aの2	●	△	△	●	●	△	△	●		●									
	Bの1	△				●		△	●											
	Bの2	△						△	●											
精神障害者保健福祉手帳	1	△	△	△	●	●	△	△	△	＜本文参照＞	●		＜本文参照＞	＜本文参照＞	＜本文参照＞					
	2	△				●		△	△		●									
	3	△						△	△											
難病患者（18歳以上）		△											△							

区分		税金・公共料金				補装具・日常生活用具等				障害福祉サービス等						
制度		所得税・住民税・相続税・贈与税の控除	自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)の減免	軽自動車税(種別割)の減免	NHK放送受信料免除	補装具費の支給	日常生活用具の給付	在宅人工呼吸器療養者支援事業	車いすの貸し出し	身体障害者補助犬の給付	障害福祉サービス	在宅生活支援事業	手話通訳・要約筆記派遣事業	障害者等住宅改造費の助成	障害者施設等通所費用助成	
ページ		24	25	26	27	28	29	34	34	35	36	39	41	42	42	
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	●	●	●	△	△	△	●	●	●	← 本文参照 →		△	●	
		3	●	△	△	△	△	△	●		●			△	●	
		4	●	△	△	△	△	△	●		●			△	●	
		5	●	△	△	△	△	△	●		●			△	●	
		6	●	△	△	△	△	△	●		●			△	●	
	視覚障害	1・2	●	●	●	△	△	△	●	△	●				△	●
		3	●	●	●	△	△	△	●		●				△	●
		4	●	△	△	△	△	△	●		●				△	●
		5	●			△	△	△	●		●				△	●
		6	●			△	△	△	●		●				△	●
	音声・言語・聴覚・平衡	2	●	●	●	△	△	△	●	△	●			△	△	●
		3	●	△	△	△	△	△	●		●			△	△	●
		4	●			△	△	△	●		●			△	△	●
		5・6	●			△	△	△	●		●			△	△	●
	内部障害	1・2	●	●	●	△	△	△	●		●				△	●
		3	●	●	●	△	△	△	●		●				△	●
4		●	●	●	△	△	△	●		●			△	●		
療育手帳	㊸・㊹の1・㊹の2	●	●	●	△		△	●		●			△	●		
	Aの1	●	●	●	△		△	●		●			△	●		
	Aの2	●	△	△	△		△	●		●			△	●		
	Bの1	●			△		△	●		●			△	●		
	Bの2	●			△		△	●		●			△	●		
精神障害者保健福祉手帳	1	●	●	●	△		△	●		●			△	●		
	2	●			△		△	●		●			△	●		
	3	●			△		△	●		●			△	●		
難病患者(18歳以上)						△	△	●		●			△			

1. 制度一覧

区分		障害福祉サービス等					その他の福祉サービス									
制 度		障害者グループホーム等入居者家賃助成	障害者（児）一時介護（レスパイト）委託料助成	失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業	児童通所支援事業	声の広報あびこ	市民図書館のサービス	ごみ出し支援ふれあい収集事業	選挙の点字投票・代理投票	郵便等による不在者投票	緊急通報システムNET 119、聴覚・言語障害者専用110番緊急通報システム	我孫子市保育料の軽減	取手市グリーンスポーツセンター利用料の免除	ハガキの無料配布（青い鳥郵便ハガキ）		
		ページ	43	43	43	44	45	45	46	46	47	47	49	50	50	
身体障害者手帳	肢体 不自由	1・2	●	●	＜ 本文参照 ＞	●	＜ 本文参照 ＞	●	●	△	＜ 本文参照 ＞	●	●			
		3	●	●		●		●	●	●		●				
		4	●	●		●		●	●	●		●				
		5	●	●		●		●	●	●		●				
		6	●	●		●		●	●	●		●				
	視覚 障害	1・2	●	●		●		●	●	●		●			●	●
		3	●	●		●		●	●	●		●			●	
		4	●	●		●		●	●	●		●			●	
		5	●	●		●		●	●	●		●			●	
	音声・ 言語・ 聴覚・ 平衡	2	●	●		●		●	●	●				△	●	●
		3	●	●		●		●	●	●				△	●	
		4	●	●		●		●	●	●				△	●	
		5・6	●	●		●		●	●	●				△	●	
	内部 障害	1・2	●	●		●		●	●	●			●		●	●
3		●	●	●	●	●	●		●		●					
4		●	●	●	●	●	●				●					
療育手帳	㊤・㊤の1・ ㊤の2	●	●	●	●	●	●				●	●				
	Aの1	●	●	●	●	●	●				●	●				
	Aの2	●	●	●	●	●	●				●	●				
	Bの1	●	●	●	●	●	●				●					
	Bの2	●	●	●	●	●	●				●					
精神障害者 保健福祉手帳	1	●	●	●	●	●	●				●					
	2	●	●	●	●	●	●				●					
	3	●	●	●	●	●	●				●					
難病患者（18歳以上）								●								

区分		その他の 福祉サービス			交通											
制度		NTTの無料電話番号案内(ふれあい案内)	携帯電話の基本使用料等の割引	成年後見制度・市長申し立て・報酬扶助	我孫子市福祉タクシー利用券	有料道路料金の障害者割引	障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者用自動車改造費助成	市営自転車駐輪場使用料の免除	送迎バスの空席を活用した外出応援事業	駐車禁止規制適用除外	タクシー会社による運賃の割引	鉄道運賃割引・航空運賃割引	民営バス運賃の割引		
					ページ	51	51	52	54	54	55	55	56	56	57	58
身体障害者手帳	肢体 不自由	1・2	△	△	へ 本 文 参 照 ▽	●	△	●	△	●	●	△	●	●	●	
		3		△			△	●		●	●	△	●	●	●	
		4		△			△	●		●	●	△	●	●	●	
		5		△				△		●	●		●	●	●	
		6		△			△			●	●		●	●	●	
	視覚 障害	1・2	●	△		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
		3	●	△			●	●		●	●	●	●	●	●	●
		4	●	△			△	●		●	●	△	●	●	●	
		5	●	△			△			●	●		●	●	●	
		6	●	△			△			●	●		●	●	●	
	音声・ 言語・ 聴覚・ 平衡	2		△		●	△	●		●	●	△	●	●	●	●
		3		△			△	●		●	●	△	●	●	●	●
		4		△			△	●		●	●		●	●	●	●
		5・6		△			△			●	●		●	●	●	●
	内部 障害	1・2		△		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
3			△		△	●		●	●	●	●	●	●	●		
4		△			△	●		●	●		●	●	●	●		
療育手帳	㊤・㊤の1・ ㊤の2	●	△	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		
	Aの1	●	△	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		
	Aの2	●	△	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		
	Bの1	●	△			●		●	●		●	●	●	●		
	Bの2	●	△			●		●	●		●	●	●	●		
精神障害者 保健福祉手帳	1	●	△	●		●		●	●	●		△	△			
	2	●	△			●		●	●			△	△			
	3	●	△			●		●	●			△	△			
難病患者(18歳以上)																

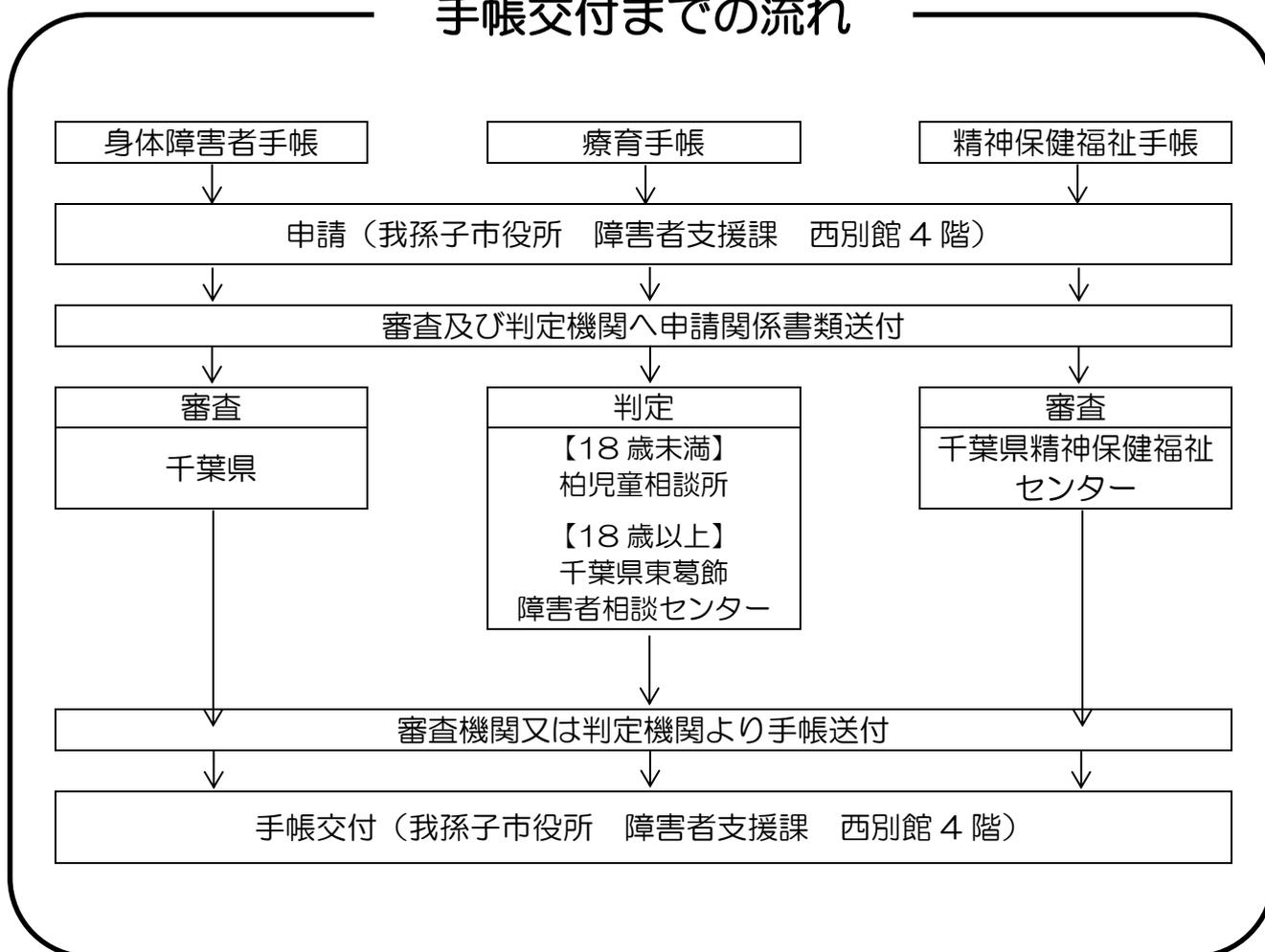
2. 障害者手帳

障害のある方が各種の支援を受ける、または受けやすくするための手帳です。

申請から交付までは、千葉県の審査会及び判定の日程の都合等でおおむね2カ月かかります。

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

手帳交付までの流れ



身体障害者手帳

身体障害者が各種サービスや支援を受けるために必要な手帳です。

○ 対象者

目、耳、言語、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障害があり、日常生活に支障がある方。

○ 等級

1級～7級（7級の場合、手帳の交付はありません。）

※手帳の等級・障害の程度は、身体障害者障害程度等級表（P6～7）をご覧ください。

身体障害者障害程度等級表

注) 太線より上は、旅客運賃割引の第1種を、下は第2種を表わす。

網掛け部分は後期高齢者医療該当を表わす。

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢 *	下肢 *	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能を著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.-上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.-上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能を著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がるものが困難なもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.-上肢の機能を著しい障害 4.-上肢のすべての指を欠くもの 5.-上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.-下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の扇形の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.-上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.-上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.-上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.-下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.-下肢の機能を著しい障害 5.-下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.-下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1.両上肢のおや指の機能を著しい機能障害 2.-上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 3.-上肢のおや指を欠くもの 4.-上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.-上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1.-下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2.-下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.-下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.-側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1.-上肢のおや指の機能を著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.-下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.-下肢の足関節の機能を著しい障害	
7級					1.-上肢の機能の軽度の障害 2.-上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.-上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害 5.-上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.-上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.-下肢の機能の軽度の障害 3.-下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.-下肢のすべての指を欠くもの 5.-下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.-下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの	

2. 障害者手帳

等級	肢体不自由		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓もしくはヒト免疫ウイルスによる免疫の機能の障害						
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
	上肢機能*	移動機能*							
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調などによる上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	(備考) 1. 同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、1級上の等級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級において二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 8. *印 但し、身体障害者手帳の交付は1～6級です。						
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢の不随意運動・失調等を有するもの							

療育手帳

知的障害者が各種サービスや支援を受けるために必要な手帳です。

○ 対象者

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方。

○ 基準表

障害程度		障害程度の基準	
最重度	1種	㊶	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重度		Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
		Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中度	2種	Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽度		Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ただし、千葉県障害者相談センターにおける最重度の取扱いは次のとおりです。

最重度	㊶の1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㊶の2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊶の1以外の者。



精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証し、さまざまな福祉的な配慮や支援を受けるために必要な手帳です。

○ 対象者

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方。発達障害や高次脳機能障害、てんかん等も該当する場合があります。

初診日から6カ月以上経過した状態から申請可能です。有効期間は2年間で、2年ごとの更新手続きが必要です。

○ 基準表

障害等級	基準
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活の著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

障害者手帳アプリ「ミライロID」とは

株式会社ミライロが提供する無料のスマートフォン向けアプリです。障害者手帳をアプリに登録すると、市が運営する施設の使用料や入館料、駐車場料金などで障害者割引を受ける際に、手帳を提示する代わりに「ミライロID」の画面を見せるだけでスムーズに確認ができます。我孫子市以外のサービスや公共交通機関等でも導入されていますので、詳しくはミライロIDのホームページをご確認ください



ミライロID ホームページ

各種手帳申請に必要なもの

内容	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 指定医が作成した診断書・意見書（※指定様式、作成から6ヵ月以内） ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・ 個人番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 手帳用診断書または精神障害による障害年金受給者は、同意書 ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・ 個人番号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所 ・ 氏名等の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地等変更届 ・ 手帳 ・ 個人番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 ・ 手帳 ※県外又は千葉市へ転出する場合は返還届を提出してください	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 ・ 手帳 ・ 個人番号 ※県外又は千葉市へ転出する場合は返還届を提出してください
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度変更 ・ 追加 ・ 再認定 ・ 再判定 ・ 更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再交付申請書 ・ 指定医が作成した診断書・意見書（※指定様式） ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・ 個人番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再判定申請書 ・ 手帳 ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 診断書または年金証書の場合は同意書 ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・ 個人番号 ※更新手続きは3ヵ月前から可能です
<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還（死亡、非該当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳 ・ 返還届 ・ 対象者個人番号（療育手帳以外） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛失 ・ 破損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再交付申請書 ・ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・ 個人番号（療育手帳以外） 		

※指定様式・・・身体障害者手帳用の障害部位別の指定様式は障害者支援課、各行政サービスセンターにあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

- ・ 指定様式以外の各種申請書・診断書等につきましては障害者支援課の窓口にて備え付けてあります。
- ・ 市外転出の場合は、転出先の福祉事務所（担当課）へ届け出てください。
- ・ 死亡または市外へ転出する場合、手当、重度障害者医療費助成等を支給されている方は、手当等の喪失届が必要となりますので、障害者支援課窓口へお越しください。

3. 手当

手当の申請にあたっては、受給できる障害の程度、所得の制限等ありますので、事前に担当課（問合せ先）にお問合せください。

名称	対象	月額（令和6年4月現在）
特別児童扶養手当 （20歳未満）	心身に重度または中度の障害（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者 ○障害の目安 ・身障手帳（外部障害）1級からおおむね3級 ・療育手帳④からAの2または診断書で中度の障害があると認められた児童 ・その他、内部障害・発達障害・精神障害等、診断書により同等と認められた児童	1級 55,350円 2級 36,860円
特別障害者手当 （20歳以上）	日常生活において寝たきりになる等、常時特別の介助を必要とする次のいずれかに該当する20歳以上の方 ・身体障害者手帳1級、2級の一部（主に合併障害） ・療育手帳④の1 ・その他、医師の診断書により同等と認められる方	28,840円
障害児福祉手当 （20歳未満）	次のいずれかに該当する20歳未満の方 ・身体障害者手帳1級または2級の一部 ・療育手帳④、④の1、④の2 ・その他、医師の診断書により同等と認められる方	15,690円
我孫子市福祉手当 （18歳以上）	次のいずれかに該当する18歳以上の方 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳④、④の1、④の2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	・知的障害者 8,650円 ・身体障害者、精神障害者 6,500円
我孫子市福祉手当 （18歳未満）	次のいずれかに該当する18歳未満の方 ・身体障害者手帳1級、2級、3級 ・療育手帳④、Aの1、Aの2、Bの1 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級	8,650円
児童扶養手当	父母の離婚等によって父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子どもが心身に基準以上の障害がある場合は、20歳未満まで)の児童を「監護している母」「監護し生計を同じくする父」「父母に代わって養育している者」が受けられる手当ですが、父または母に重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）がある場合対象となることがあります。	45,500円～10,740円 ※第2子については 10,750円～5,380円、 第3子以降については、 1人につき6,450円～ 3,230円が加算されます。

※注意事項

- ・ 手当の額は変更となる場合があります。
- ・ 障害程度は目安です。診断書等の審査の結果、非該当となる場合があります。
- ・ 受給者や対象児童が施設入所した場合には必ず担当課（問合せ先）へ届け出てください。届出なく手当を受給していた場合、資格がなくなった翌月からの手当はさかのぼって全額返還していただきますので、くれぐれもご注意ください。

名称	支給月	備考	問合せ先
特別児童扶養手当 (20歳未満)	4月 (12~3月分) 8月 (4~7月分) 11月 (8~11月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限あり ・ 対象児童が入所施設（グループホームは除く）に入所している場合は対象外 	障害者支援課 計画・給付係 内線384
特別障害者手当 (20歳以上)	5月 (2~4月分) 8月 (5~7月分) 11月 (8~10月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限あり ・ 対象者が入所施設（グループホームは除く）に入所している場合は対象外 ・ 病院等（介護老人保健施設を含む）に3カ月を超えて入院している方は対象外 	
障害児福祉手当 (20歳未満)	2月 (11~1月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限あり ・ 対象児童が入所施設（グループホームは除く）に入所している場合は対象外 	
我孫子市福祉手当 (18歳以上)	9月 (2~7月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限あり（本人および配偶者（児童の場合は本人および父母）の市民税所得割が課税されている場合は支給停止、均等割のみ課税されている場合は半額支給） ・ 生活保護を受けている方は対象外 ・ 施設入所者、グループホーム等を利用している方は対象外 ・ 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方は対象外 ・ 1カ月以上の入院やショートステイ利用の場合、その月の手当は支給停止 	
我孫子市福祉手当 (18歳未満)	3月 (8~1月分)		
児童扶養手当	奇数月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限あり ・ 対象児童が入所施設に入所（通所は除く）している場合は対象外 	子ども支援課 児童扶養手当担当 内線850

4. 年金

障害基礎年金

次の期間に初診日がある病気やけがにより、一定の障害の状態になり、日常生活に制限を受ける状態になったときに支給されます。詳しくは国保年金課・年金係にお問合せください。

- ① 国民年金の被保険者期間中
- ② 被保険者の資格喪失後（60歳以上65歳未満）で日本国内に住所を有するとき
- ③ 20歳前（国民年金の被保険者になる前）

障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。（20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません。）

- 年金額（令和6年度の額）

1級障害基礎年金	年額 1,020,000円（1,017,125円）
2級障害基礎年金	年額 816,000円（813,700円）

※（ ）内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の年金額です。

※障害年金の等級と障害者手帳の等級の判定基準は異なります。

※初診日に第3号被保険者であった場合又は厚生年金に加入していた場合は、松戸年金事務所（TEL 047-345-5517）までお問合せください。また、初診日に共済年金に加入していた場合は、共済組合にお問合せください。

- 問合せ先 国保年金課 年金係 内線911

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない次の方が対象となります。詳しくは国保年金課・年金係にお問合せください。

- 対象者

65歳に達する日の前日までに当該障害状態にある方で、

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ② 昭和61年3月以前に厚生年金保険、共済組合等に加入していた方の配偶者
- 上記①又は②に該当し、当時、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。

- 支給額（令和6年度の額）

障害基礎年金1級の障害に該当の方 月額55,350円

障害基礎年金2級の障害に該当の方 月額44,280円

- 問合せ先 国保年金課 年金係 内線911

障害厚生年金

障害厚生年金は、次の「1」～「3」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

1. 厚生年金保険加入中に障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
2. 障害の状態が障害認定日に障害等級表の1～3級のいずれかに該当していること。
(障害認定日に障害の程度が軽くてもその後重くなった時は、受給できる場合があります)
3. 保険料の納付要件を満たしていること。

また、3級より軽い障害が残った時は障害手当金(一時金)を受給できる場合があります。

○ 問合せ先

松戸年金事務所 〒270-8577 松戸市新松戸1-335-2

TEL 047-345-5517

FAX 047-342-9711 (聴覚・音声言語障害の方のみ)

※受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時15分

労働災害補償保険による傷病(補償)年金・障害(補償)給付

業務上または通勤途上の災害によって負傷または病気になったときに受けられます。

- ・ 傷病(補償)年金…療養開始後1年6カ月を過ぎても治らず、引き続き療養中で一定条件に該当する方に支給されます。
- ・ 障害(補償)給付…傷病が治った(症状が固定した)ときに、身体に一定の障害が残った場合には、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。

○ 問合せ先

被災労働者が所属していた事業場が所在する地域を管轄する労働基準監督署の労災課

※柏労働基準監督署の管轄は、柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市です。

〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3階

TEL 04-7163-0248

※他の地域を管轄する労働基準監督署及び労災補償制度(FAQ)は、厚生労働省HP等を参照してください。

※建設工事現場等の災害については、管轄が異なる場合があります。



厚生労働省HP

千葉県心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している方を加入者とし、毎月掛金を払い込んでいただき、加入者に万一のことがあった場合に障害者のために年金を支給するものです。

○ 加入資格

千葉県内に住所を有する、次に挙げる心身障害者を扶養している65歳未満の方。

- ① 療育手帳の所持者
- ② 身体障害者手帳1級から3級の所持者
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方

○ 掛金額 1口あたり月額 9,300円～23,300円

(制度の見直しにより、掛金が改訂されることがあります。)

※加入は2口までできます。

○ 年金額 1口あたり月額 20,000円

※弔慰金(1年以上加入した後、加入者より心身障害者(児)が先に、または同時に死亡されたときに支給されます。)

※脱退一時金(5年以上加入した後、加入者が脱退する場合、加入年数に応じて支給されます。)

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線384



5. 医療・介護保険

我孫子市重度障害者医療費助成

医療機関で診療（保険調剤を含む）を受けた場合、保険診療（調剤）による自己負担相当額から、法令その他の規定による公費負担及び健康保険により支給される額（高額療養費や附加給付金）及び自己負担金（※1）を控除した金額を助成します。

○ 対象者

65歳未満で下記手帳を新たに取得（交付）もしくは等級・程度変更により取得した方。

身体障害者手帳	1級、2級
療育手帳	㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2
精神障害者保健福祉手帳	1級
その他	身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1

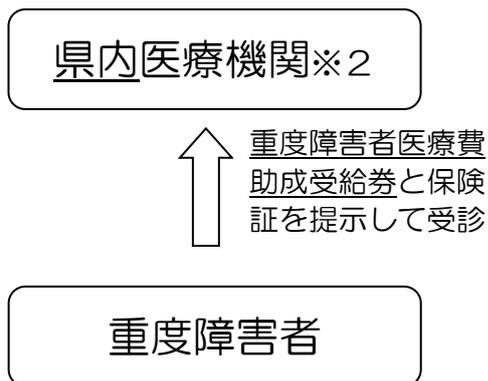
※所得制限があります。（住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除前の市民税所得割が23万5千円以上の方は対象外となります。また、加入している健康保険によっては所得割額を確認する対象者が異なります。）ただし、障害者総合支援法施行令により認定を受けた高額治療継続者（重度かつ継続）の方は、所得制限がありません。

○ 適用期間

上記の手帳を新たに取得（交付）もしくは等級・程度変更のあった日より適用。
また、転入・転出の場合はその日から適用になります。

○ 助成方法

①現物給付



※1 原則、通院1回・入院1日につき200円を負担していただきます。（保険調剤は無料です。）

ただし、市民税所得割非課税世帯は無料となります。

※2 県外の医療機関及び千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結していない県内の医療機関では、償還払いとなります。

②償還払い

- ◆ 所定の申請書に医療機関発行の領収書の原本（保険点数のないレシートの場合、我孫子市重度障害者医療費受領証明書を医療機関で記入してもらう。）を添付し、医療を受けた日から起算して2年以内に障害者支援課または行政サービスセンターへ提出してください。

- ◆ 介護保険サービスにかかる利用者負担金は、対象外となります。
- ◆ 健康保険組合に加入されている場合は、附加給付についての証明書の提出が必要となります。また、附加給付の内容に変更があった場合は、再度変更内容の証明書の提出が必要となります。市からの助成額と組合等からの附加給付額の合計額が、保険診療の自己負担額と相違する場合は、附加給付の内容を組合等で確認の上、必ず連絡してください。

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線391

後期高齢者医療

一定の年齢の方などを対象に、所得に応じて1割、2割及び3割の負担で医療が受けられる制度です。

○ 対象者

①満75歳以上の方

②満65歳以上75歳未満の方で以下の手帳をお持ちの方または同等の障害があると認められる方

- ・ 身体障害者手帳1～3級および4級の一部（音声、言語、下肢1・3・4号）
- ・ 療育手帳の障害程度が重度（AまたはA）
- ・ 精神保健福祉手帳1級または2級
- ・ 国民年金証書1・2級（障害基礎年金等）

○ 手続き 障害者手帳、健康保険証を持参のうえ申請。

○ 問合せ先 国保年金課 後期医療係 内線928

自立支援医療の給付

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。（1）育成医療、（2）更生医療、（3）精神通院医療の3つの給付制度があり、指定医療機関にて受けることができます。医療費の自己負担はいずれも原則1割となり、同一の加入医療保険を単位とした世帯の市町村民税の課税状況によって、月の負担上限額が設定された受給者証が発行されます。対象者や適用される医療の範囲は以下のとおりとなっています。事前にご相談ください。

○ 対象

(1) 育成医療	疾病を放置すると将来にわたり機能障害を残す場合、確実に治療効果が期待できると判断される18歳未満の方。身体障害者手帳の有無は問わない。 ・ 視覚、聴覚、平衡、音声言語、そしゃく、心臓、じん臓、肝臓、免疫、その他の内臓機能障害にかかる手術など
(2) 更生医療	身体障害者手帳を所持する18歳以上の方。都道府県知事の指定医療機関の診療が限定。千葉県障害者相談センターの要否判

	定が必要となります。 ・角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、じん移植術、 肝臓移植術、人工透析療法、抗免疫療法など
(3) 精神通院医療	通院により精神疾患(てんかんを含む)の治療を受けている方。 専用の診断書が必要となります。

○ 利用者(障害者)の負担

医療費の原則10%に軽減。ただし、世帯(同一健康保険加入者)の市町村民税の課税状況等によって月ごとの負担上限額が設定されます。(下表参照)

【1カ月あたりの自己負担の上限額】

生活保護 受給世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯		
	【低1】 本人収入※ 80万円以下 (注)	【低2】 本人収入※ 80万円超 (注)	【中間1】 市民税所得割 3万3千円未満	【中間2】 市民税所得割 3万3千円以上 2万3千5百円未満	【一定以上】 市民税所得割 2万3千5百円以上
0円	自己負担額 10% 負担上限額 2,500円	自己負担額 10% 負担上限額 5,000円	【中間所得】自己負担額10% 医療保険の負担上限額 (育)5,000円 (育)10,000円		公費負担対象外 (医療保険の負担 割合となる)
			高額治療継続者(重度かつ継続)自己負担額10% 負担上限額 5,000円	自己負担額10% 負担上限額 10,000円	自己負担額10% 負担上限額 20,000円

(注)本人収入とは、住民税上の所得、障害年金、国の手当等の合計金額となります。受診者が18歳未満の場合は、保護者の収入となります。(育)…育成医療の経過措置適用の場合。

(注)高額治療継続者(重度かつ継続)とは、更生医療・育成医療の場合は、心臓機能(心臓移植後の抗免疫療法に限る)腎臓機能、小腸機能、肝臓機能、または免疫機能障害の方、精神通院医療の場合は統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害(依存症等)の方、または集中・継続的な医療を要する方として精神通院医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方です。また、医療保険の多数該当となる方も対象となります。

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線481・384

特定疾病療養受療証

高額の治療を長期間受ける必要のある次の3つの特定疾病の方は、毎月の治療費の自己負担が、医療機関ごと(入院・外来・薬局別)に、1万円までとなります。(ただし、国民健康保険に加入している場合、人工透析者のうち70歳未満で世帯の年間所得600万円超の人は自己負担が2万円です)

- ① 人工透析が必要な慢性腎不全
- ② 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害
または、先天性血液凝固第9因子障害(血友病)
- ③ 抗ウィルス剤の投与を受けている後天性免疫不全症候群(HIV感染症)
(ただし、血液凝固因子製剤の投与に起因するもののみ)

○ 手続き

加入している健康保険から「受療証」の交付を受けてください。

○ 問合せ先

加入している健康保険の問合せ先

国民健康保険に加入している方 国保年金課 給付係 内線325・625

後期高齢者医療に加入している方 国保年金課 後期医療係 内線928

指定難病医療費助成制度

難病のうち国が定めた基準に該当する疾患（指定難病）に係る医療費の一部を助成し、患者の負担の軽減を図る制度です。認定されると、保険診療分の医療費について公費負担があります。

○ 問合せ先

千葉県松戸保健所（健康福祉センター） 地域保健課

〒271-8562 松戸市小根本7

TEL 047-361-2138 FAX 047-367-7554

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。認定されると医療費の自己負担分の一部が助成されます。

○ 問合せ先

千葉県松戸保健所（健康福祉センター） 地域保健課

〒271-8562 松戸市小根本7

TEL 047-361-2138 FAX 047-367-7554

我孫子市特定疾病療養者援助金

○ 支給要件

- 基準日（当該年度の1月1日）に住民票があり、基準日に千葉県交付の有効期間がある千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証の交付を受けている方で受給者証の階層区分に「低Ⅰ」もしくは「低Ⅱ」と記載のある方。

○ 支給額

年額一律24,000円

○ 手続き

当該年度の1月1日から3月31日までに、申請書及び受給者証等の写しを持参または郵送で、障害者支援課へ提出してください。

申請書は、我孫子市のホームページからダウンロードできます。

受給者証に階層区分の記載のない方はお問合せください。

- 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線384

介護保険

加齢や疾病に伴い継続的に介護が必要となった際に、要介護認定の度合いに応じ介護サービスの利用ができます。利用者負担は、40歳以上65歳未満の方は1割負担、65歳以上の方は所得に応じて1割～3割の負担となります。

○ 対象者

65歳以上の方、または、40歳以上65歳未満で老化が原因とされる次の特定疾病により介護が必要であると認定された方

1	がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）	9	脊柱管狭窄症
2	関節リウマチ	10	早老症
3	筋萎縮性側索硬化症	11	多系統萎縮症
4	後縦靭帯骨化症	12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
5	骨折を伴う骨粗鬆症	13	脳血管疾患
6	初老期における認知症	14	閉塞性動脈硬化症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	15	慢性閉塞性肺疾患
8	脊髄小脳変性症	16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆ 介護保険サービスの種類

次の1～6までのサービスは、原則として介護保険が優先になります。その他の重複しないサービスは、介護保険の認定を受けた後も引き続き障害者の福祉サービスで受けることができます。

1. 訪問介護
2. 通所介護
3. 訪問入浴サービス
4. 短期入所（ショートステイ）
5. 車いす等の貸与（福祉用具貸与）、腰掛便座などの購入（福祉用具購入）
6. 住宅改修費の給付
7. 訪問看護
8. 訪問リハビリテーション
9. 居宅療養管理指導
10. （看護）小規模多機能型居宅介護
11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
12. 認知症対応型通所介護（グループホーム）への入居
13. 介護保険施設（特別養護老人ホームや老人保健施設等）や、特定施設（有料老人ホーム等）への入所

○ 問合せ先 高齢者支援課 介護保険係 内線425・430

6. 健康

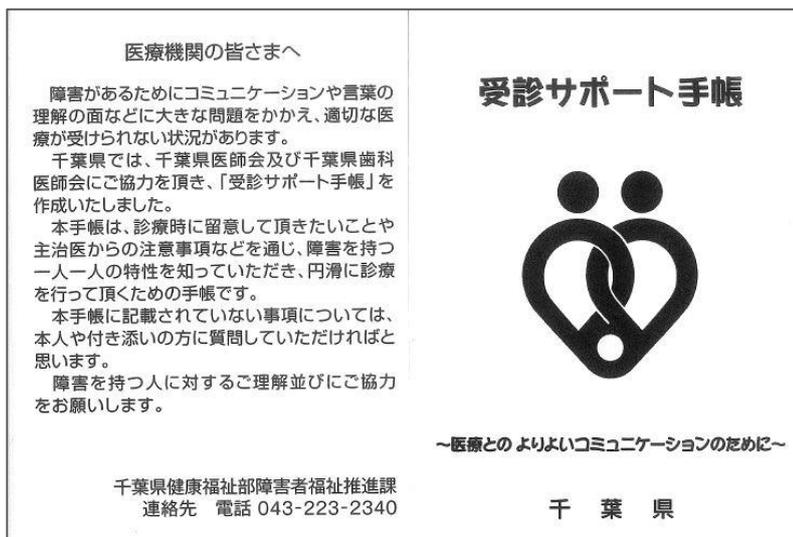
『受診サポート手帳』を使ってみませんか？

障害があるため、コミュニケーションの取り方に「言葉では理解できないので、絵や身振りなどで説明して欲しい」、また「白衣を着ている人」や「大きな音」が苦手という方がいます。そんな地域活動の場面などに大きな問題を抱えた方が、適切な医療を受けられるよう千葉県が作成した手帳です。

受診時に気をつけて欲しいことや主治医からの注意事項などを事前に記入しておき、医療機関などに情報を提供することによって、障害のある方一人一人の特性を理解してもらい、円滑な診療を行っていただくための手帳です。

言い忘れたりする事を防ぐためのもので、医療機関の方々との信頼関係を築くためにも、使ってみてはいかがでしょうか。

○ 配布場所 障害者支援課 相談係 内線350・385・475



心の健康クラブ

家族の心の問題をひとりで悩んでいませんか。精神障害は育て方や遺伝のせいではありません。ほかの人に言えない悩みを語り合い、励ましあい、支えあいましょう。個人の秘密は固く守られます。気軽にご参加ください。

○ 日時・場所 原則毎月第3月曜日 14時～16時、保健センター（参加費無料）

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

心の相談

病院に行ったほうがいいのかな？どうしたらいいのだろう？と悩んでいても、なかなか専門の病院に足を運ばずにいる方、まず「心の相談」をご利用ください。精神科医が相談を受けています。個人の秘密は固く守られます。ご家族の方の相談でも結構です。

○ 日時・場所 毎月第3水曜日午後（予約制）、市役所西別館2階相談室

○ 申し込み 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

アルコール教室

酒をやめようと思ってもやめられない…。どうして酒でこんなに苦しめられるのだろうか…。「アルコール依存症」とはどんな病気？ お酒をやめて立ち直った人や、苦しみを乗り越えた家族の方たちが相談に応じます。プライバシーは固く守られますので、気軽にご参加ください。（アルコール教室は我孫子断酒新生会に運営を委託しています。）

また、随時、個別の相談を受けています。お気軽にご連絡ください

- 日時・場所 毎月第1金曜日 14時30分～16時、保健センター
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

千葉いのちの電話

いつでも、だれでも、どんな悩みでも・・・市民ボランティアによる心の電話相談です。

悩みごと相談電話 043-227-3900 （24時間365日受付）

自殺予防 いのちの電話

「誰にもわかってもらえない・・・」、「もうどうすることもできない・・・」。そんな孤独と絶望の中で悩み苦しんでいる人の声に耳を傾け、希望と勇気を持ってもらうために開設されたフリーダイヤルです。

- 問合せ先
TEL 0120-783-556 “あなたがつらいとき、近くにいます。”
※毎日16時～21時、毎月10日は8時～翌日朝8時

ヘルプカード、ストラップ型ヘルプマーク

障害のある方などが普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。

- 使い方
ヘルプカードは、名刺サイズのカードに各自が必要な情報を記載し、かばんや財布の中に入れてたり、首からさげて洋服の下にしまったりするなど、場所を決めていつも携帯します。
ストラップ型ヘルプマークは、かばん等に取り付けて使用します。必要に応じて伝えたい情報をシール用紙に記入し、ヘルプマーク本体の片面に貼り付けることができます。
- 配布先 （無料配布）
ヘルプカードは、障害者支援課、障害者まちかど相談室、行政サービスセンター
ストラップ型ヘルプマークは、障害者支援課窓口で配布対象者に配布しています。配布の際はアンケートにご記入いただきます。
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

あんしんカード

あんしんカードは、「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を記入するカードです。このカードを入れた容器を冷蔵庫に保管し、救急時に本人などが病状説明できない場合、救急隊が保管された情報を活用し、迅速で適切な救命措置などに活かすものです。

○ 問合せ先 我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539

コミュニティカフェ 高次脳機能障害カフェ ^{リエット} Lietto

当事者やご家族、支え合う地域の方々が集える高次脳機能障害カフェを開設しました。登録のボランティア協力のもと、毎月1回開催しています。詳細はお問合せください。

- 開催日 毎月第1月曜日（祝日等で変更になる場合有り）
- 開催場所 福祉ショップ&軽喫茶ぽぽら（けやきプラザ1階）
- 開催時間 13時～15時 事前予約制
※付き添いが必要な方は、介助者の同行をお願いします。
- 参加費 おひとり450円（ワンドリンク付）
※他、イベント内容等により若干の実費負担がある場合もあります。
- 問合せ先 我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539

コミュニティカフェ Café つぼみ

何らかの原因によって聴覚に支障をお持ちの方々が、聞こえがわるくても楽しく参加していただける場所です。毎月1回開催しています。詳細は、お問合せください。

- 開設日 毎月第2月曜日（祝日等で変更になる場合有り）
- 開催場所 福祉ショップ&軽喫茶ぽぽら（けやきプラザ1階）
- 開催時間 13時半～15時半
- 参加費 600円（保険代・お茶菓子）
※他、イベント内容などにより実費負担がある場合があります。
- 問合せ先 我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539

7. 税金・公共料金

所得税・住民税・相続税・贈与税の控除

税金の減額・免除が受けられる場合がありますので、税金の種類、条件、減税額を次の表を参考に、所管の窓口で確認のうえ申請してください。

○ 手続き

【確定申告】 申告書の障害者控除に関する部分を記入のうえ税務署に提出します。

【源泉徴収】 年末調整時に勤務先の給与担当に確認してください。

種類	条件等		内容	問合せ先
所得税	障害者控除・特別障害者控除（注）	本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	障害者控除 27万円	勤務先の給与担当 または柏税務署 TEL 04-7146-2321
			特別障害者控除 40万円	
		同居の同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	同居特別障害者控除 75万円	
住民税	障害者控除・特別障害者控除（注）	本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	障害者控除 26万円	勤務先の給与担当 または我孫子市役所 課税課 市民税係
			特別障害者控除 30万円	
		同居の同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である場合、特別障害者控除に23万円を加算した額が控除されます。	同居特別障害者控除 53万円	
	前年所得の合計額が135万円以下の障害者	非課税		
相続税	相続人が障害者の場合	税額控除（85歳－相続開始時の年齢）×10万円	柏税務署 TEL 04-7146-2321	
	相続人が特別障害者の場合	税額控除（85歳－相続開始時の年齢）×20万円		
贈与税	「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、特定障害者の方を受益者とする財産の信託があった場合	特別障害者 信託受益権の価額のうち6千万円まで非課税	柏税務署 TEL 04-7146-2321	
		特別障害者以外で、一定の障害がある方 信託受益権の価額のうち3千万円まで非課税		
個人事業税	重度の視力障害者（失明または両眼の矯正視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり等の医業に類する事業	非課税	柏県税事務所 TEL 04-7147-8743	
利子	身体障害者等が預け入れる預金・国債等の利子にかかる所得税・地方税が非課税となるマル優制度があります（元本350万円以内）。		各金融機関	

（注）表中の「障害者」とは、身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの1、Bの2、精神障害者保健福祉手帳2・3級をいい、「特別障害者」とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級をいいます。

※ 税制度の変更等により、控除額等の内容が変わる場合があります。

自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免

千葉県では、専ら身体障害者等の移動のために利用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税（種別割）と自動車税（環境性能割）の減免を行う制度を設けています。

この制度は、身体障害者等1人につき1台の自動車に限られます。

手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は減免対象になりません。

○ 対象者

A. 身体障害者

障害区分	障害の等級		備考
視覚障害	1級～4級の1		
聴覚障害	2級、3級		
平衡機能障害	3級		
音声機能または言語機能障害	3級		喉頭摘出に係るものに限る
上肢不自由	1級、2級		
下肢不自由	1級～6級		
体幹不自由	1級～3級、5級		
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこう・肝臓機能障害	1級、3級、4級		肝臓機能障害は1級～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	
	移動機能	1級～6級	

B. 知的障害者

療育手帳の所持者	障害の程度が㉔（㉔の1、㉔の2）またはAの1
	障害の程度がAの2で身体障害者手帳（音声・言語又は上肢）3級を併せ持つ方

C. 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の所持者	1級
-----------------	----

○ 減免手続きに必要なもの

所有者	運転者	要件等	提出書類（下記参照）
手帳所持者本人	手帳所持者本人		①②③④⑧
手帳所持者本人又は同居の家族等	手帳所持者本人又は同居の家族等	手帳所持者と生計を一にし、手帳所持者の移動のために使用する自動車であること。	①②③④⑤⑧ （⑤の代わりに⑥でも可）
手帳所持者本人	常時介護者	手帳所持者のみで構成される世帯であること。	①②③④⑦⑧

①身体障害者手帳等(原本)②自動車検査証記録事項が記載された書類③運転免許証(写)
④印鑑(納税義務者のもの・認め印可)⑤自動車税等に係る生計同一証明書⑥使用目的
を証する書類…通院証明書(指定様式)、通学・通勤証明書(任意様式)、帰宅証明書(指
定様式)⑦自動車税等に係る常時介護証明書⑧今まで減免されていた自動車の移転登録
後の自動車検査証記録事項が記載された書類又は抹消登録の証明書(写)

※上記のほか世帯全員の住民票の提出が必要になる場合があります。

※生計同一証明書・常時介護証明書は、身体障害者手帳・療育手帳を所持する方は障害
者支援課で、精神保健福祉手帳を所持する方は松戸健康福祉センターで発行しま
すが、精神障害者保健福祉手帳を所持する方はさらに通院医療費受給者番号が必要です。

○ 申請期限

(期限を過ぎると減免とならない場合や申請日の翌年度からとなる場合があります)

- ◆ 自動車税(環境性能割)は、自動車の登録の日から1月以内。
- ◆ 自動車税(種別割)は、納税通知書の納期限、自動車の新規登録の日または障害者手
帳等交付日(等級変更された日)から1月以内。今まで減免を受けていた自動車から
別の自動車へ乗り換えされる方は、乗り換えした自動車の新規登録日または減免を受
けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1月以内。

○ 問合せ先 千葉県柏市税事務所

〒277-8558 柏市あけぼの2-1-5 TEL 04-7147-1231

軽自動車税(種別割)の減免

市では、障害のある方のために利用される軽自動車等について、一定の条件に該当する場
合は、申請により軽自動車税(種別割)の減免を行っています。申請受付期限は納期限の7
日前までです。詳しくは課税課にご相談ください。

※減免は、障害者手帳等所持者1人につき1台の軽自動車等に限られます。また、普通
自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。

○ 対象者

(1) 身体障害者等のための減免

①身体障害者手帳の交付を受けている方

視覚障害	—	1級～4級の1	上肢不自由	—	1級～2級
聴覚障害	—	2級～3級	下肢不自由	—	1級～6級
平衡機能障害	—	3級	体幹不自由	—	1級～3級及び5級
音声機能または言語機能障害	—	3級(喉頭摘出に係るものに限る)			
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・直腸・膀胱機能障害	—	1級、3級及び4級			
肝臓機能障害	—	1級～4級			
免疫機能障害(ヒト免疫不全ウイルス)	—	1級～3級			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害					
	—	上肢機能 1～2級、移動機能			1～6級

7. 税金・公共料金

②療育手帳の交付を受けている方

④（④の1、④の2）またはAの1の方

Aの2の方で音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に「3級」と記載されている方

③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

④戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち一定の等級以上の方

（詳細はお問合せください。）

※減免のための要件は、対象となる軽自動車等の所有者・運転者が以下の場合のみとなります。

所有者*1	運転者	条件
手帳所持者本人	手帳所持者本人	○上記①～④の障害者手帳等を交付されていること
	手帳所持者と生計を一にする方 （手帳所持者のみで構成されている世帯の場合は、別生計の常時介護者を含む）	○上記①～④の障害者手帳等を交付されていること ○手帳所持者を乗せるために使用する軽自動車等であること
手帳所持者と生計を一にする方	手帳所持者又は手帳所持者と生計を一にする方	

*1 ローンによる購入で所有権が売主にある場合は、使用者を所有者とみなします。

【必要書類】

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ・運転者の運転免許証の写し ・自動車検査証（車検証）の写し（電子車検証の方は、合わせて自動車検査証記録事項の写しもご用意ください。）
 - ・納税義務者の個人番号（マイナンバー）のわかる書類（マイナンバーカード等）の写し
- (2) その他の減免（詳細はお問合せください。）

- ◆ その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
（例）車いす移動車、身体障害者輸送車など
- ◆ 公益のために直接専用する軽自動車等

○ 問合せ先 課税課 税政係 内線338・334

NHK放送受信料の減免

○ 対象者

1. 全額免除

身体障害者手帳または療育手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で世帯構成員全員が住民税非課税の場合

2. 半額免除

身体障害者手帳1級、2級の方、聴覚障害・視覚障害の方（等級は問わない）、重度（Aの2以上）の知的障害の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、障害者本人が世帯主（住民票上）であり、かつ契約者の場合

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

8. 補装具・日常生活用具等

補装具費の支給

障害の部位を補うことや機能低下の代償などを目的に補装具を購入、借受けまたは修理する費用の一部を支給します。

なお、補装具の品目によっては、千葉県障害者相談センターの判定が必要になる場合があります。また、児童（18歳未満）と難病患者については、医療機関の医師意見書が必要なものもあります。

介護保険制度や医療保険制度、労働災害補償保険などにより給付サービスが受けられる方は、原則他法による給付が優先されます。

※購入・借受け・修理の前に、必ず障害者支援課にご相談ください。購入・借受け・修理後の支給はできません。

○ 種類

1. 視覚障害者・児…義眼・視覚障害者用安全杖・眼鏡（色眼鏡を除く）
2. 聴覚障害者・児…補聴器
3. 呼吸器・心臓機能障害者…車いす
4. 肢体不自由者・児…義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖（一本杖を除く）・重度障害者用意思伝達装置（言語機能喪失の方に限る）
5. 障害者総合支援法に基づく指定難病に該当する方…車いす・電動車いす・歩行器・重度障害者用意思伝達装置・義肢装具・座位保持装置・視覚障害者用安全杖・義眼・眼鏡・補聴器・座位保持いす・起立保持具・排便補助具・歩行補助杖（一本杖除く）

※肢体不自由の児童については上記4のほか、座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具があります。

○ 費用

原則、10%の自己負担がかかります。ただし、世帯（住民票上）の市町村民税の所得割額の課税状況に応じて、37,200円を上限とした負担軽減措置があります。

※世帯の中に、市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合は、本制度の対象外となります（18歳未満の対象者は除く）。詳しくは、お問合せください。

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

我孫子市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

難聴児の健全な言語及び社会性の発達を支援するために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度難聴児の保護者の方に補聴器購入に要する費用の一部を助成します。
※購入後の助成金交付申請は受付できませんので、購入前に子ども相談課にご相談ください。

○ 問合せ先 子ども相談課 通所・相談支援係 内線470

◆取り付けていますか？住宅用火災警報器◆

「まさか！」の火事！住宅用火災警報器で助かる命があります。

住宅用火災警報器は、住宅の壁や天井に設置することで、火災による煙や熱を早期に感知し、警報音や音声により知らせる器具です。

警報音が聞き取りづらい方向けに、住宅用火災警報器と連動して音や光を発する補助警報装置の増設をおすすめします。

住宅用火災警報器の寿命は、約10年です。定期的に作動確認をして、異常があれば交換してください。

問合せ先 消防本部予防課 予防係 TEL 04-7181-7702

日常生活用具の給付

障害者（児）並びに難病患者の日常生活を便利にするための用具（次頁参照）を給付します。
※購入後の給付はできませんので、購入前に申請手続きをしてください。

なお、介護保険制度により給付サービスが受けられる特定の日常生活用具については、介護保険による給付が優先されます。

小児慢性特定疾患の認定を受けている方についても、ほぼ同様の用具の給付制度があります。給付対象者の範囲や自己負担額等は、お問合せください。

○ 費用

世帯の市町村民税の課税状況に応じて、自己負担額（0円又は見積額と基準額を比較して少ない方の額の5%～10%）がかかります。ただし、修理費は自己負担となります。

○ 品目表の区分（P30～34）

身…身体障害	視…視覚障害	難…難病患者（18歳以上）
聴…聴覚障害	言…音声言語機能障害	知…知的障害 精…精神障害
平…平衡機能障害	肢…肢体不自由	者…大人（18歳以上）
腎…腎臓機能障害	呼…呼吸器機能障害	児…児童（18歳未満）
直…直腸機能障害	膀…膀胱機能障害	

種目	品目（例）	対象	要件	基準額(円)	耐用期間	
介護・訓練支援用具	特殊マット （じょくそうの防止又は失禁等による汚損を防止できる機能を有するもの） ⌠	肢 知 難	児 者	1 18歳以上の下肢、体幹又は移動機能障害1級（常時介護を要するものに限る） 2 3歳以上18歳未満の下肢・体幹・移動機能障害2級以上 3 知的障害A以上 4 寝たきりの状態にある難病患者	19,600	5年
	特殊寝台 ⌠	肢 難	者	1 下肢、体幹又は移動機能障害2級以上 2 寝たきりの状態にある難病患者	154,000	8年
	訓練用ベッド	肢 難	児 者	1 下肢、体幹又は移動機能障害2級以上の障害児（学齢児以上） 2 下肢、又は体幹機能に障害のある難病患者	159,200	8年
	訓練いす	肢	児	下肢、体幹又は移動機能障害2級以上の障害児（学齢児以上）	33,100	5年
	特殊尿器	肢 難	児 者	1 下肢、体幹又は移動機能障害1級であって、常時介護を要するもの（学齢児以上） 2 自力で排尿できない難病患者	67,000	5年
	入浴担架	肢	児 者	下肢、体幹又は移動機能障害2級以上で、入浴に介護を要するもの（3歳以上）	82,400	5年
	体位変換器 ⌠	肢 難	児 者	次のいずれかに該当する者であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの 1 下肢、体幹又は移動機能障害2級以上（学齢児以上） 2 寝たきりの状態にある難病患者	15,000	5年
	移動用リフト ⌠	肢 難	児 者	1 下肢、体幹又は移動機能障害2級以上（3歳以上） 2 下肢、体幹機能に障害のある難病患者	159,000	4年
自立生活支援用具	便器 ⌠	肢 難	児 者	1 下肢、体幹又は移動機能障害2級以上（学齢児以上） 2 常時介助を要する難病患者	9,850	8年
	電磁調理器 ⌠	視 知 精	者	次のいずれかに該当する者であって、18歳以上の者（単身世帯及びこれに準ずる世帯） 1 視覚障害2級以上 2 知的障害A以上 3 精神障害1級の高次脳機能障害者	41,000	6年
	歩行補助杖 （T字・棒状）	平 肢	児 者	平衡機能、下肢、体幹又は移動機能に障害のある障害者・児であって、移動等において介助を要する3歳以上のもの	3,500	3年

⌠…介護保険による給付が優先 ⌠…世帯単位の給付

8. 補装具・日常生活用具等

自立生活支援用具	火災警報器 世	身 知 精	児 者	次のいずれかに該当する者であって、火災発生 の感知及び避難が著しく困難なもの (単身世帯及びこれに準ずる世帯) 1 身体障害2級以上 2 知的障害A以上 3 精神障害1級	15,500	8年
	自動消火器 世	身 知 精 難	児 者	次のいずれかに該当する者であって、火災発生 の感知及び避難が著しく困難なもの (単身世帯及びこれに準ずる世帯) 1 身体障害2級以上 2 知的障害A以上 3 精神障害1級 4 難病患者	28,700	8年
	入浴補助用具 介	肢 難	児	1 下肢、体幹又は移動機能に障害を有する 障害者・児であって、入浴に介助を要する 3歳以上のもの 2 入浴に介助を要する難病患者	85,000	8年
	移動・移乗支援用具 介	平 肢 難	児 者	1 平衡機能、下肢、体幹又は移動機能に 障害のある障害者・児で、家庭内の移動 等において介助を要する3歳以上のもの 2 下肢が不自由な難病患者	60,000	8年
	頭部保護帽	肢 知 精	児 者	1 上肢、下肢、体幹又は移動機能障害に より頻繁に転倒するもの 2 知的障害者・児及び精神障害者で、て んかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ポツ・革製 15,200 ポツ・革・プラ ティック 36,750	3年
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計 (音声式) 世	視	児 者	視覚障害2級以上の障害者・児で、学齢児 以上のもの(単身世帯及びこれに準ずる世 帯)	9,000	5年
	視障害者用体重計 世	視	者	視覚障害2級以上の障害者(単身世帯及び これに準ずる世帯)	18,000	5年
	視障害者用血圧計 世	視	者	医師から血圧管理を指示された視覚障害2 級以上の障害者(単身世帯及びこれに準ず る世帯)	9,700	5年
	透析液加温器	腎	児 者	腎臓機能障害3級以上(3歳以上)(自己 連続携帯式腹膜かん流法(CAPD)によ る透析療法を行うもの)	51,500	5年
	酸素ボンベ運搬車	身 難	者	1 医療保険における在宅酸素療法を行う 障害者 2 呼吸器機能に障害のある難病患者	17,000	10年
	動脈血中酸素飽和度測定 器(パルスオキシメーター)	難	者	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	157,500	5年

介…介護保険による給付が優先 世…世帯単位の給付

在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼 難	児 者	1 呼吸器3級以上又は同程度の身体障害 により必要と認められる障害者・児 2 呼吸器機能に障害のある難病患者	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼 難	児 者	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 身体機能障害があつて、必要と認められ る身体障害者・児 2 呼吸器機能に障害のある難病患者	56,400	5年
	兼用器	呼 難	児 者	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 身体機能障害があつて、必要と認められ る身体障害者・児 2 呼吸器機能に障害のある難病患者	92,400	5年
情報・ 意思 疎通 支援 用具	デジシー録音再生機又 はデジシー再生機	視	児 者	視覚障害2級以上(学齢児以上)(本人が 現に所有していない場合に限る。)	録音再生機 85,000 再生機 48,000	5年
	視覚障害者用ポータブル レコーダー	視	児 者	視覚障害2級以上(学齢児以上)(本人が 現に所有していない場合に限る。)	26,000	3年
	視覚障害者用時計 (音声・触読式)	視	者	視覚障害2級以上の障害者(本人が現に所 有していない場合に限る。)	音声時計 14,600 触読式時計 12,200	10年
	聴覚障害者用屋内信号 装置 世	聴	者	聴覚障害2級以上の障害者(単身世帯及び これに準ずる世帯であつて、日常生活上必 要と認められる世帯)	87,400	10年
	点字タイプライター	視	児 者	視覚障害2級以上で、就学若しくは就労し ているか又は就労が見込まれるもの	63,100	5年
	携帯用会話補助装置	言 肢	児 者	音声機能若しくは言語機能に障害を有し、 又は肢体不自由な障害者・児であつて、発 声・発語に著しい障害を有する学齢児以上 のもの	98,800	5年
	ファクシミリ 世	聴	児 者	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があ り、コミュニケーション、緊急連絡等の手 段として必要と認められる者(学齢児以上)	27,830	5年
	点字図書 (月刊・週刊は除く)	視	児 者	情報の入手を主に点字によつて視覚障 害者・児	点字図書の 購入価格か ら当該点字 図書に対応 する一般図 書の価格を 控除した額	—
	視覚障害者用拡大読書 器	視	児 者	視覚障害者・児であつて、本装置により文字等を 読むことが可能になるもので、3歳以上のもの	198,000	8年
点字ディスプレイ	視 聴	者 児	視覚障害2級以上の障害者・児で、必要と 認められるもの	383,500	6年	

介…介護保険による給付が優先 世…世帯単位の給付

8. 補装具・日常生活用具等

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書 読上げ装置	視	児 者	視覚障害2級以上の障害者・児	99,800	6年
	人工喉頭（笛式）	言	者	音声・言語機能障害者で、喉頭摘出により 音声を全く発することができないもの	8,350	4年
	人工喉頭（電動式）	言	者		72,200	5年
	人工喉頭（埋込型用人 工鼻）	言	児 者	喉頭摘出手術等で永久気管孔（シャント） を造設し、ボイスプロテーゼを留置した障 害者・児	23,760	—
	点字器	視	児 者	視覚障害2級以上の障害者・児	10,710	7年
	情報・通信支援用具 （点字プリンター、上肢 又は視覚障害者用キー ボード、マウス、視覚障 害者用アプリケーション ソフト）	肢 視	者	上肢機能障害者又は視覚障害者で2級以上 のもの	80,000	5年
	音声 I C タグレコー ダー	視	児 者	視覚障害2級以上の障害者・児で、学齢児 以上のもの（本人又は家族が現に所有して いない場合に限る。）	39,900	5年
	地上デジタル放送に対 応したラジオ	視	児 者	視覚障害2級以上の障害者・児（本人が現 に所有していない場合に限る。）	29,000	5年
排せつ管理支援用具	ストーマ装具 （消化器系）	直	児 者	ぼうこう・直腸又は小腸機能障害4級以上 の障害者・児で、ストーマ造設者	8,860 （1月分）	— ※1回 の申請 で6か 月分申 請可能
	ストーマ装具 （尿路系）	膀	児 者		11,640 （1月分）	
	紙おむつ	直 膀 肢 知	児 者	身体障害者・児で3歳以上のもの 1 ストーマの著しい変形等によりストー マ装具の使用が困難なもの 2 二分脊椎等の先天性疾患に起因する神 経障害による高度の排尿機能障害若しく は排便機能障害があるもの 3 脳性マヒ等脳原性運動機能障害を起因 とする障害者・児で、下肢、体幹又は移 動機能障害2級以上でかつ知的障害者・ 児 4 重度又は最重度と判定された知的障害 者であって、排尿又は排便の意思表示及 び定時排せつが困難なもの（※18歳以上 の者）	12,000 （1月分）	— ※1回 の申請 で6か 月分申 請可能
	収尿器	膀	児 者	ぼうこう機能障害4級以上の障害者・児で、 排尿機能に高度の障害のあるもの	8,930	1年

住宅改修費	住宅改修費 (手すり・段差解消・ 滑り防止・引き戸等へ の扉の取替えその他)	肢 精 難	児 者	1 下肢、体幹又は移動機能障害3級以上の の障害者・児	200,000	—
	2 精神障害1級の者					
	☒			3 下肢又は体幹機能に障害のある難病患 者		

☒…介護保険による給付が優先 ☒…世帯単位の給付

備 考

1. 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
2. 住宅改修費の給付は、同一箇所1回とします。ただし、住居を変更した場合は、この限りではありません。
3. 品目によっては、取り付け費が支給される場合があります。

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

在宅人工呼吸器療養者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者等（指定難病、小児慢性特定疾病）が、吸引器、吸入器、パルスオキシメーターを取得する際、他の制度で給付を受けられない場合、購入経費の補助があります。

- 問合せ先
公益財団法人千葉ヘルス財団（千葉県疾病対策課内）
TEL 043-223-2663

車いすの貸し出し

我孫子市では急なケガや病気、障害や高齢により歩行が困難な方に対し、一年間を限度として車いすの貸し出しを行っています。

※在庫状況によっては、お貸し出しできない場合もございます。短期間の場合は、社会福祉協議会でも貸し出ししていますので、ご相談ください。

- 問合せ先
社会福祉課 生活相談係 内線394・395・652
我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539



身体障害者補助犬の給付

身体障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、盲導犬、介助犬、聴導犬を給付します。
 ※身体障害者補助犬法の施行により、公共施設等に加えて不特定かつ多数の者が利用するホテル、デパート、飲食店等でも同伴することができます。また、特別な場合を除き、入店など拒否することができなくなりました。

○ 種類

- ◆ 盲導犬※・・・視覚障害1級の手帳を所持する方の目の代わりとなる、道路交通法で定められた犬
- ◆ 介助犬・・・肢体不自由2級以上の手帳を所持する方の日常生活を補助する犬
- ◆ 聴導犬・・・聴覚障害2級の手帳を所持する方の音の聞き分け、誘導などをする犬

○ 条件

補助犬の飼育、管理について適切に行うことができる、県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅者で、千葉県審査を受け、所定の訓練を受けられる方。

○ 問合せ先 千葉県庁 障害者福祉推進課 TEL 043-223-2340

※盲導犬については視覚障害1級以外の方でも日本盲導犬協会でご相談可能です。

日本盲導犬協会神奈川訓練センター TEL 045-590-1595



1 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけていて、「盲導犬」と表示しています。

2 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。「介助犬」と表示しています。



3 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAX等着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。「聴導犬」と表示しています。



9. 障害福祉サービス等

障害福祉サービス

障害福祉サービスは障害程度や勘案すべき事項（心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、サービス等利用計画に基づき、在宅サービスや施設サービス等の利用について個別に支給決定が行われます。介護給付サービスを希望する場合、障害支援区分の認定が必要になります。

※18歳未満の児童は、介護給付サービスの一部（重度訪問介護・重度障害者等包括支援）について、障害支援区分の調査および認定が必要となります。

○ 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（障害のある18歳未満の児童）、障害者総合支援法に基づく指定難病患者※指定難病については、厚生労働省のホームページで確認してください。

○ 利用者負担

原則 1割負担。

ただし、世帯の所得区分により月額負担上限額が設定されます。（下表参照）

区分	対象内容	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般1	住民税課税世帯（所得割16万円未満）※	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。（左記に該当する方は「一般2」となります）

※18歳未満の児童は、住民税の所得割28万円未満の場合は、通所施設、ホームヘルプを利用した月の上限額が4,600円、入所施設利用の月の上限額が9,300円となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※利用者負担については負担が重くなりすぎないように、サービスの利用形態によって、居宅・通所サービス、入所施設等、利用料の負担軽減措置が設けられています。世帯の範囲の解釈の方法等、詳しくは、障害者支援課相談係まで、お問合せください。

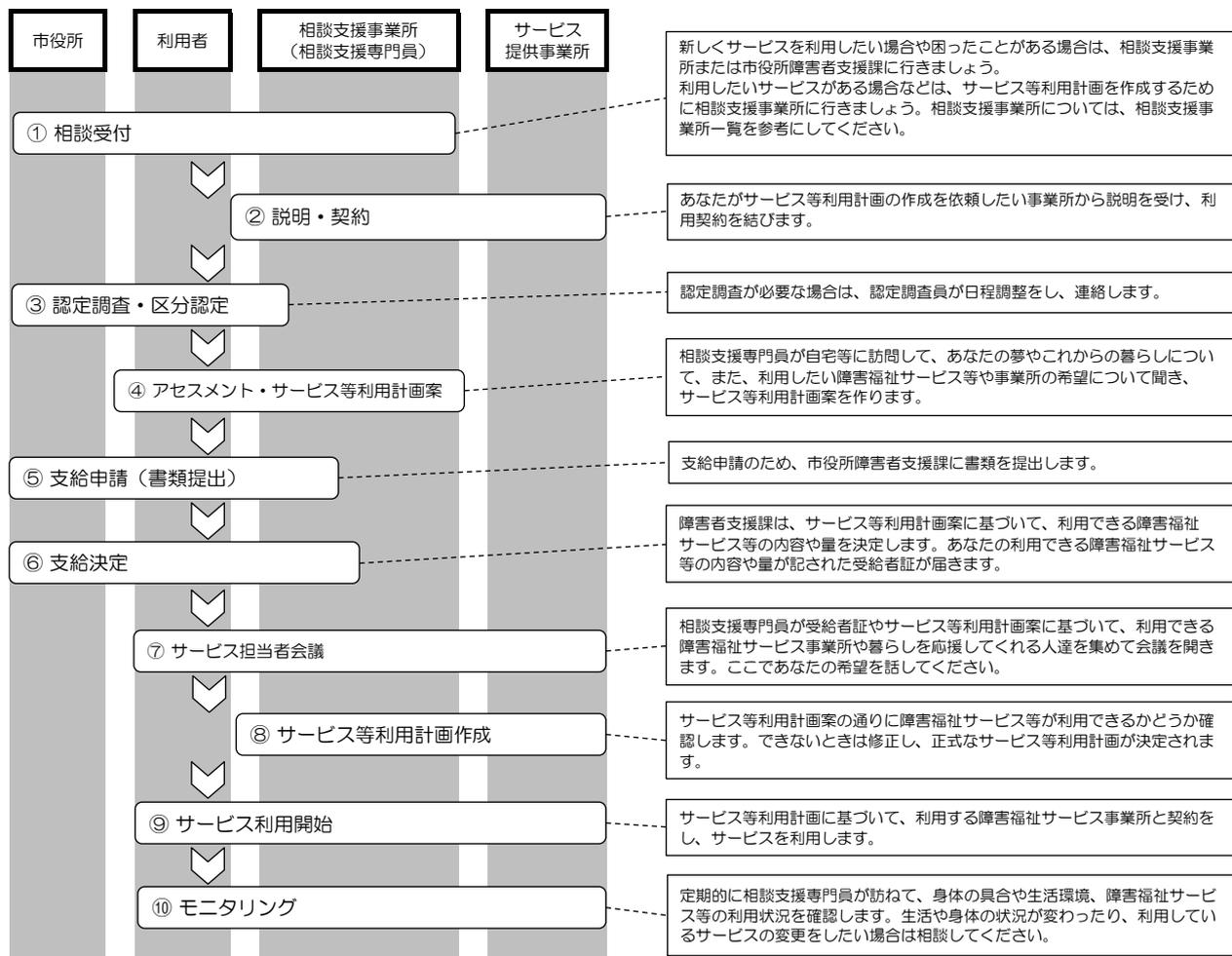
○ 障害福祉サービスの種類

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動の時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立支援、就労移行支援又は就労継続支援を利用し、通常の事業所に雇用された場合に、就労の継続を図るための相談、指導及び助言等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域相談・計画相談支援	地域移行支援	障害者支援施設からの退所や精神科病院からの退院等で、地域生活に移行するために、住居の確保や相談などを行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活するために、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
	計画相談支援	自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービスにつながるようサービス等利用計画を作成します。

○ 利用手続き

◆ 障害福祉サービス利用の流れ



- ※ この「障害福祉サービス利用の流れ」は一例です。様々な状況により、流れの変更があります。
- ※ セルフプラン（自らサービス等利用計画を作成すること）は可能です。詳しくはお問合せください。
- ※ 必要書類については、障害者支援課または相談支援事業所にお問合せください。

○ 利用可能事業所 市内および近隣市の事業所はP 76参照

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

日中一時支援事業

日中において、一時的に見守り等の支援や活動の場が必要な方へ、日中活動の場の提供や自宅等からの送迎、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

- 実施時間 7時～19時まで
- 費用 所得に応じて自己負担があります。
- 利用可能事業所 P82、83参照
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

ガイドヘルパー派遣事業

小学生以上、65歳未満で、屋外での移動が一人では困難な在宅の方にガイドヘルパーを派遣し、以下の内容で外出を支援します。

※65歳以上の方の院内介助について、他法による給付が受けられない場合に認められる場合があります。

- ・ 外出するための付き添いや誘導
- ・ 乗り物利用、階段（段差）歩行、食事、トイレ時等の介助および誘導
- ・ その他、障害者等が安全かつ確実に目的地に達するための誘導

- 費用 所得に応じて自己負担があります。
- 利用可能事業所 P83、84参照
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

代筆・代読ヘルパー派遣事業

視覚障害のある方にヘルパーを自宅に派遣し、市役所からの通知の代読や申請書の代筆を行うサービスです。

- 費用 所得に応じて自己負担があります。
- 利用可能事業所 P83参照
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

中途視覚障害者自立更生支援事業

視覚障害者、特に中途失明者に対し、家庭訪問によるカウンセリングや歩行訓練、日常生活訓練、点字・音声ワープロ訓練、その他日常生活における相談等を行い視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るものです。

- 対象者 視覚障害者 特に中途失明者
- 実施方法 千葉県視覚障害者福祉協会「視覚障害者総合支援センターちば」の専門職員が家庭訪問します。
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

訪問入浴サービス

移動入浴車を派遣し、在宅で入浴していただくサービスです。

○ 対象者

重度の身体障害者（児）・知的障害者（児）あるいは難病、がん末期患者の方で、介護者の方が入浴の介助を行うことが困難な状態にある方で、主治医が入浴を可能と認めた方。

なお、介護保険制度により給付サービスが受けられる場合は、介護保険による給付が優先されます。

○ 費用 所得に応じて自己負担があります。

○ 利用可能事業所 P 84 参照

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

緊急通報システム装置の貸与

一人暮らし等の障害者に対し、体調不良時にボタンひとつで市が委託する総合警備保障株式会社（ALSOK）受信センターにつながる機器を設置します。

○ 費用 市民税課税状況により月500円がかかります。

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

理髪サービス

市に登録された理容師が居宅に出向いて、理髪を行います。（年4回分）市に申請をし、決定を受けた場合に、理髪券を交付します。

○ 対象者

以下のいずれかに該当し、外出が困難で家族の介護だけでは理髪が行えない方（※）です。

1. 身体障害者手帳 1、2級の方
2. 療育手帳 ①～Aの2の方
3. 精神障害者保健福祉手帳 1級の方
4. 寝たきり高齢者等

※ 座位の保持が困難でストレッチャーの使用等仰向けに寝た状態でしか移動できない方又は不随意運動、パニック、多動、こだわり、強迫等の症状があり家族の介護だけでは安全に理髪を行えない方

○ 費用 市県民税課税世帯には、自己負担金（1回1,000円）があります。

○ 利用可能な理容店 P 84 参照

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

配食サービス事業

65歳未満の、自分で食事の支度ができないまたは困難な障害のある方に、栄養バランスのとれた食事の提供と、利用者の安否確認を行います。夕食のみとなり、1食につき400円程度の実費負担があります。配達回数については、本人の状況によります。（年末年始を除く）

○ 対象者

65歳未満の、自分で食事の支度ができないまたは困難な障害のある方で、障害者のみの世帯または同居する介護者が就労等により、おおむね12時間以上ひとりの状態にある世帯の方

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

福祉用具貸与・購入費助成事業

在宅で療養されているがん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断される方）に対し、福祉用具貸与・購入費を助成します。

○ 対象者

40歳未満のがん末期患者

○ 助成上限額

福祉用具貸与：ひと月あたり40,000円

福祉用具購入：一人あたり100,000円

※所得に応じて自己負担があります。

○ 助成対象品目

介護保険制度において給付対象となっている福祉用具

※詳しくは担当までお問合せください。

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

手話通訳者設置事業

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るために、障害者支援課に手話通訳者を設置しています。行政サービスセンター、市民課、保健センターの窓口をはじめとした市役所の関係機関に、設置手話通訳者が出向いて通訳をしますのでご利用ください。また、各窓口では筆談での対応も可能です。なお、手話通訳希望の場合は、設置通訳者不在時の来庁を避けるため、事前に予約をお願いします。

○ 問合せ先 障害者支援課 手話通訳者設置窓口 内線381

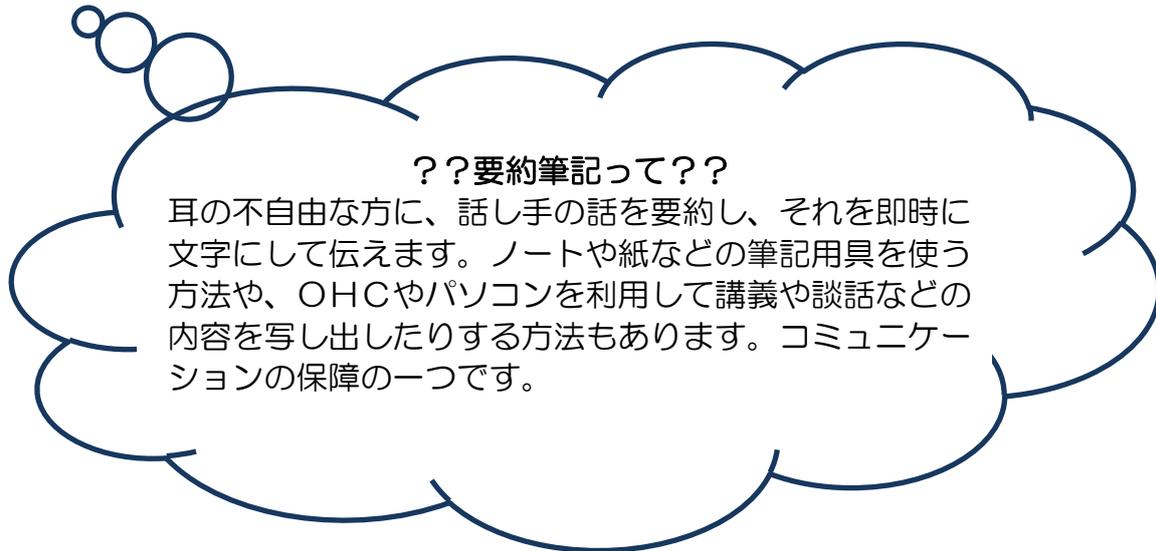
FAX 04-7183-1158 平日（月～金）8時30分～17時

メール syuwa-unakiti@city.abiko.chiba.jp

手話通訳・要約筆記派遣事業

聞こえない・聞こえにくい人が、普段の生活で聞こえる人との円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- 問合せ先 障害者支援課 手話通訳者設置窓口 内線381
- FAX 04-7183-1158
- メール syuwa-unakiti@city.abiko.chiba.jp



障害者等住宅改造費の助成

手すり設置、段差解消などにかかる改造費用を助成します。助成額は、対象工事ごとに定める基準額の一部で、障害程度に応じ上限が20万円と50万円の二通りに分かれます。所得制限がありますのでお問合せください。

ただし、他法による助成が受けられる場合、他法の助成が優先されます。

- 対象者
 - 居室・浴室・トイレ・廊下・玄関など住宅改造を必要とする身体、知的、精神障害者（児）
 - または難病患者およびがん末期患者。
- 手続き
 - 購入・修理の前に、必ず事前に障害者支援課にご相談ください。購入・修理後の支給はできません。見積書・図面等が必要になります。
- 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・385・475

障害者施設等通所費用助成

障害者施設または地域活動支援センターに通所する場合にかかる費用の一部を助成します。なお、助成については、年4回（7月・10月・1月・4月）にわけて支給します。

- 算定基準
 - ① 鉄道及び路線バス

9. 障害福祉サービス等

主たる通所方法により要する運賃の1カ月の定期代を22日で割った金額と往復運賃のどちらか低い方で、最も経済的と認められる方法により算定した額。路線バスの場合は、乗車区間が1キロメートル以上のもの。

② 自家用車、原付等

下記の表にある通り、距離に応じた助成額。

通所距離（片道）	自家用車	原付（自動二輪含む）
2キロ未満	※日額50円	
2キロ以上4キロ未満	日額100円	日額25円
4キロ以上6キロ未満	日額150円	日額38円
6キロ以上8キロ未満	日額200円	日額50円
8キロ以上10キロ未満	日額250円	日額63円
10キロ以上	2キロごとに50円加算	自家用車を利用した場合の助成金額の1/4

※重度の障害により歩行が困難で市長が特に認めた場合のみ2km未満でも助成します。

○ 手続き

新規で申請をされる方は、銀行通帳を持参のうえ、窓口で申請してください。

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線389

障害者グループホーム等入居者家賃助成

我孫子市から障害者総合支援法によるグループホーム（共同生活援助）、または生活ホーム、精神障害者ふれあいホームへの入居承認を受けている方の経済的負担の軽減として、入居している家賃の一部を助成します。ただし、市町村民税の非課税の方及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていない方が対象となります。

○ 助成額

月額の入居家賃の2分の1に相当する額（100円未満の端数切り捨て）で、25,000円を限度として助成。

○ 支給月 7月・10月・1月・4月

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線391

障害者（児）一時介護（レスパイト）委託料助成

在宅において障害者（児）を介護している保護者が、疾病等の理由により介護ができなくなったため一時的に有料で介護人に介護を委託したとき、その費用の一部を助成します。

なお、介護人とは、障害者（児）と同居の親族・同一世帯及び2親等内の直系血族・直系姻族、配偶者以外の人をいいます。（入院可）

- 助成額
4時間以内の場合、日額2,500円以内
4時間を超えての場合、日額5,000円以内
※年間50,000円を限度額とします。
※介護証明手数料の助成額は、1件につき100円を限度とします。
- 支給月 8月・12月・4月の月末
※年度替りの助成金申請書の提出は、4月10日までをお願いします。
- 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線481

失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業

失語のある方に、意思疎通支援者との会話の場を提供します。

- 問合せ先
障害者福祉センター TEL 04-7185-1124
FAX 04-7188-0242

児童通所支援事業

児童発達支援	未就学の児童に日常生活における基本的な動作、知識技能の獲得支援、集団生活への適応訓練を行うもの
放課後等 デイサービス	就学中の児童に授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うもの
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援について各機関の指導者に助言を行うもの

- 対象者
療育手帳等の有無を問わず、発達に支援が必要な児童が対象となります。こども発達センター、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象となります。
- 費用
児童通所支援の利用にあたっては、利用に要する費用の1割を利用者負担していただきます。（利用者負担には所得に応じた上限額があります。）
- 利用方法
児童通所支援を利用するには、日常生活の支援を効果的に行うためにサービス等利用計画の作成が必要となります。その後、サービス提供事業者と利用契約を結び、支援を受けます。
- 利用可能事業所 P81、82参照（市内事業所のみ掲載）
- 問合せ先 子ども相談課 通所・相談支援係 内線470

10. その他の福祉サービス

声の広報あびこ

視覚障害のある方に、広報の朗読CDを無料で郵送します。

○ 問合せ先 秘書広報課広報室 TEL 04-7185-1269

市民図書館のサービス

市民図書館では、次のようなサービスを行っています。気軽にご利用ください。

【身体の不自由な方へのサービス】

◆ 宅配サービス

図書館への来館が困難な方に、ご自宅まで図書館の資料（図書、雑誌、カセットテープ・CD）をお届けします。

《利用できる方》

身体の不自由な方ならどなたでもご利用いただけます。（障害者手帳の所持は不問）

- ・長期自宅療養をされている方
- ・寝たきりのお年寄り
- ・一時的な障害で来館困難な方もご相談ください。

《貸出冊数・期間》

図書・雑誌10冊、CD・カセットテープ5点まで、期間は1カ月です。

【耳の不自由な方へのサービス】

◆ ファックスでの問合せ

※ファックスで図書の見合わせや調べものをお受けします。

FAX 04-7183-6032

【目の不自由な方、視力の弱い方へのサービス】

◆ 対面朗読サービス

目の不自由な方に、市民スタッフが対面で資料をお読みします（予約が必要です）。

※図書館の図書や雑誌・新聞のほか、お手持ちの資料（手紙など私的なものを除く）もお読みします。

※プライバシーは守ります。

◆ 録音図書等の郵送貸出サービス（無料）

視覚障害者等向け録音図書（デイジー録音図書等）や点字資料を郵送貸出します。

《貸出冊数・期間》

録音図書・点字資料10点まで。期間は2週間（郵送にかかる日数を含まない）です。

◆ 大きな字の本の貸出

市販されている大活字の本のコーナーがあります。

※録音図書、点字図書は全国の図書館から取り寄せることができます。

※リクエストに応じてデイジー録音図書の作成も行います。

◆ 布の絵本の貸出

視覚障害等で絵や文字の本の利用が困難な方へ、布の絵本を貸出します。また、障害のある方の家族および関連する市内の団体もご利用いただけます。期間は2週間です。

◆ 読書補助具の館内貸出

読書用ルーペ、リーディングルーペ、リーディングトラッカーを図書館内にてご利用いただけます。

○ 問合せ先

アピスタ本館 TEL 04-7184-1110

FAX 04-7183-6032

ごみ出し支援ふれあい収集事業

ごみ等を、ごみ集積所まで出すことが困難な障害のある方に、「声掛け」を行いながら戸別収集を実施します。

○ 対象者

自分でごみ等をごみ集積所まで出すことが困難で、他に協力を得ることができない、ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成される世帯

○ 問合せ先

生活衛生課 TEL 04-7185-1130

FAX 04-7185-1134

選挙の点字投票・代理投票

目の不自由な方や体の不自由な方が投票をする場合、点字投票や代理投票の制度がありますので、本人が投票所において係員に申し出てください。

○ 問合せ先 選挙管理委員会 内線345

郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが困難な方は、投票に先立って「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅で投票ができます。

※「郵便等投票証明書」の交付を希望する方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。詳細を確認した上で、該当される方に申請書をお渡しいたします。

【郵便投票に該当する方】

1. 身体障害者手帳に以下の記載がある方

- ①両下肢・体幹の障害・移動機能の障害の程度が1級若しくは2級
- ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級若しくは3級
- ③免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級

2. 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の記載がある方

※郵便投票に該当する「程度」については、障害の項目が2つ以上ある場合には「身体障害者等級表による級別」の欄の級ではなく、該当する障害の級で判断しますのでご注意ください。

【郵便投票で代理投票が可能な方】

以下の条件に当てはまる方のみ、代理投票が行えます。

- 1. 上記郵便投票ができる条件が当てはまる者
 - 2. 身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が1級と記載されている方
- ※郵便等投票証明書の交付を受ける時に代理記載人の届出が必要です。

○ 問合せ先 選挙管理委員会事務局 内線345

電話お願い手帳

NTT 東日本及び西日本で開発した、耳や言葉の不自由な方が、外出先で用件や連絡先を書いて、近くの方に協力をお願いするためのコミュニケーションツールです。web版とアプリ版があります。詳しくは、NTT 東日本および西日本のホームページをご確認ください。

緊急通報システムNET119

NET119は、耳や言葉が不自由な方が携帯電話やスマートフォンを使って、消防へ119番通報できるサービスです。また、FAX119も引き続きご利用できます。

★詳しくは我孫子市のホームページをご覧ください。

○ 対象者

我孫子市在住で耳や言葉の不自由な方

○ 登録の方法

我孫子市西消防署または障害者支援課に利用者の本人確認ができるもの（運転免許証又は障害者手帳）と登録する携帯電話やスマートフォンをお持ちいただき、申込用紙に必要事項を記入いただきます。

○ 問合せ先

消防本部警防課 TEL 04-7181-7701

メール abk_keibou@city.abiko.chiba.jp

西消防署 TEL 04-7184-8673 (代)

メール abk_shirei@city.abiko.chiba.jp

障害者支援課 FAX 04-7183-1158

メール abk_shougaishashien@city.abiko.chiba.jp

聴覚・言語障害者専用110番緊急通報システム

(対象者)

聴覚や言語機能に障害がある方など、音声による110番通報が困難な方を対象としています。

(内容)

スマートフォンなどのアプリケーションやインターネットのWeb機能若しくはFAXを利用して、文字や画像で警察へ通報することができるシステムです。

【110番アプリシステム】

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録してください。

【メール110番】

110番通報用アドレス <https://chiba110.jp>

※「訓練用アドレス <https://chiba110.jp/tr/>」で、110番通報の練習をすることができます。

【FAX110番】

FAX: 0120-110-294

※「110番緊急通報専用FAX用紙」を活用してください（千葉県警察本部のホームページからダウンロードが可能です）。

令和3年7月1日から一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する電話リレーサービスを利用した緊急通報へ対応しています。

○ 問合せ先

千葉県警察本部地域部通信指令課 千葉市中央区長洲1-9-1

TEL 043-201-0110 (内線3621、3625)

FAX 0120-110-294

ホームページ: http://www.police.pref.chiba.jp/shireika/shireika_110.html

ケーブルテレビを利用した緊急地震速報受信専用端末設置工事に助成金を支給します

(株)ジェイコム千葉と市は「防災行政無線との連携に係る協定」を締結しており、同社の緊急地震速報受信端末を通じて防災行政無線の放送などが聞けます。

そこで、市では災害により避難をする場合に支援が必要な方（世帯）に対して、防災行政無線の情報を音声により確実に伝えるため、受信端末器の設置に対して助成金を支給します。

なお、受信端末機の導入（契約）については、ジェイコムまでお問合せください。

対象 (株)ジェイコム千葉の緊急地震速報受信端末機を導入（契約）した、次のいずれかの条件に該当する方が世帯にいる世帯主。①75歳以上の方 ②身体障害者手帳の視覚障害1級～6級までのいずれかの所持者 ③身体障害者手帳1・2級の所持者 ④療育手帳A・Bの所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者 ⑥難病患者 ⑦要介護認定者

補助金額 1世帯1回5,000円以内

問合せ先 市民安全課 内線522
ジェイコム TEL0120-989-989

生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対して、修学資金や療養費等を貸付します。障害者世帯の自動車購入費の貸付もあります。貸付金の種類は別表1（P88、89）をご参照ください。貸付要件等、詳細はお問合せください。

○ 問合せ先 我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539

我孫子市保育料の軽減

保育園、認定こども園、小規模保育事業所を利用する子どもの保育料について、ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯に該当する場合は、保育料の一部を軽減します（一定の所得制限あり）。

○ 問合せ先 保育課 保育係 内線464

取手グリーンスポーツセンター利用料の免除

取手市との公共施設の相互利用に伴い、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が取手グリーンスポーツセンターを利用する場合、利用料が免除されます。

なお、介護者（付添人）についても、障害の状況により、免除される場合があります。

○ 手続き

市役所市民課、各行政サービスセンター、市民体育館および教育委員会で「市民利用カード」の発行を受け、手帳と一緒に取手グリーンスポーツセンターの窓口へ提出し、証明（シール）を受けてください。

○ 問合せ先

取手グリーンスポーツセンター 〒302-0032 取手市野々井1299
TEL 0297-78-9090
教育委員会 文化・スポーツ課 TEL 04-7185-1604

松戸保健所一時入院等事業

千葉県では、在宅で指定難病又は特定疾患治療研究事業対象患者の生活を支えているご家族等の介護者が、休息（レスパイト）、又は事故等の理由により一時的に在宅で介護等ができなくなった場合に、患者が短期間入院できる病床を確保及び訪問看護師を自宅に派遣しています。

○ 問合せ先

千葉県松戸保健所
（健康福祉センター） 地域保健課
TEL 047-361-2138 FAX 047-367-7554
千葉県 HP 【<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/ichijinyuin.html>】

ハガキの無料配布（青い鳥郵便ハガキ）

年1回、身体障害者手帳1、2級の方、療育手帳①～Aの2の方に対し、4月初旬から5月末日の間、申し出により、ハガキ20枚が無料で配布されます。詳しくは日本郵便のホームページ、最寄りの郵便局にお問合せください。

○ 問合せ先 我孫子郵便局 TEL 0570-093-942

NTTの無料電話番号案内（ふれあい案内）

電話帳の利用が困難な方を対象に、無料で電話番号を案内します。利用には事前に登録が必要です。

○ 対象者

視覚障害1～6級の方、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1，2級の方、聴覚障害2，3，4，6級の方、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3，4級の方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

○ 問合せ先

ふれあい案内事務局 電話 フリーダイヤル0120-104174（全国共通）

FAX フリーダイヤル0120-104134（全国共通）

携帯電話の基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料や付加機能使用料等の各種料金が割引となる場合があります。

割引の実施の有無および割引の対象となるサービスの範囲や割引率が事業者により異なります。

○ 問合せ先 各携帯電話事業者

福祉避難所

福祉避難所とは、高齢者や障害者など要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所のことです。

我孫子市では、地域防災計画において「在宅や避難所内及び周辺で生活している要配慮者のうち、特別な援護を必要とする者のために、あらかじめ指定した社会福祉施設や近隣センター等を福祉避難所として開設する」ことが決められています。

〈福祉避難所の一般的な指定基準〉

- ① 施設が耐震、耐火構造の建築物であること
- ② 天井等の非構造部材の耐震対策が図られていること
- ③ 施設がバリアフリー化されており、要配慮者の安全が確保されていること
- ④ 要配慮者の特性を踏まえた避難生活に必要なスペースが確保されていること
- ⑤ 浸水履歴等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること

○ 福祉避難所一覧 P90参照

○ 問合せ先 市民安全課 危機管理係 内線295

成年後見制度

認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上的障害によって判断能力の充分でない人々が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、一定の決められた人が、本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度（法定後見制度）です。

◆ 補助・保佐・後見の3つの類型

法定後見制度では、利用者本人の判断能力の程度によって、不十分さがもっとも軽い人を対象とするのが補助、次いで保佐、そして後見となります。

◆ 申し立てができるのは？

本人・配偶者・四親等内の親族、検察官および本人の住所地の市町村長などが、申し立てをすることができます。

◆ どこに申し立てるの？

本人の住所地（原則として、本人の住民票が登録されているところ）または、居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。

◆ 任意後見制度

この制度は、判断能力が不十分になる前に、自分自身の自由な考えで、自分の権利を守ってくれたり、財産を管理したりする任意後見人を選ぶところに特色があります。

◆ 詳しい内容は、次へご相談してください。

名称	住所	電話番号
千葉家庭裁判所 松戸支部	〒271-8522 松戸市岩瀬無番地	047-313-0153
千葉県弁護士会松戸支部	〒271-0092 松戸市松戸1281-29	047-366-6611
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート千葉県支部	〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館内	043-301-7831
一般社団法人千葉県社会福祉士会 「権利擁護センターぱあとなあ千葉」	〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階	043-238-2866
あびこ後見支援センター	〒270-1166 我孫子市我孫子1861 我孫子市社会福祉協議会	04-7184-1539

成年後見制度市長申し立て及び報酬扶助

申し立てを行う親族がない、あるいは虐待により親族申し立てが不可能である障害のある方や高齢の方に対して市長申し立てによる支援をおこなっています。また、市長申し立てによる支援を受けた方で、制度にかかる報酬の助成を受けなければ、制度の利用が困難な方について報酬扶助を実施しています。詳しくはお問合せください。

○ 問合せ先

障害者支援課 サービス調整係 内線480・421・381

高齢者支援課 地域包括ケア係 内線616・396・397

あびこ後見支援センター

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるようにサポートします。

◆ 主な事業

(1) 成年後見制度に関する相談

成年後見制度って何?どうやって利用するの?といった疑問についてご説明します。

(2) 成年後見制度に関する弁護士相談(要予約)

日時 毎月第4金曜日 13時30分~16時30分

※第4金曜日が祝日等の場合には、日にちが変更になることがあります。

(3) 法人後見の受任

市内在住で、経済的理由等で他に適切な後見人を得られない方の後見等を受任します。任意後見についても対応しております。

(4) 日常生活自立支援事業

生活に必要な金銭の出し入れのお手伝い及び、必要な福祉サービスが利用できるように支援します。利用において、年会費や利用料がかかりますので、詳細はお問合せください。(生活保護世帯は無料)

○ 問合せ先 我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539

LINEで気軽に見守り!

NPO法人エンリッチが提供する見守りサービスです。

「離れて暮らす家族を見守りたい」「一人暮らしの方の安否確認を定期的に行いたい」そんな方におすすめ。登録者に定期的にLINEで通知が送られ、一定期間反応がない場合に設定されたご家族等にLINEで通知が届くサービスです。

エンリッチと我孫子市の協定により、我孫子市在住の方は無料でご利用いただけます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



こちらから登録できます



11. 交通

我孫子市福祉タクシー利用券

重度の障害のある方がタクシーを利用した場合、運賃の一部を助成します。

交付を希望の方は、毎年4月以降に申請が必要です。

- 対象者
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④～Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- 助成額（令和3年4月1日より）
運賃の9割（10円未満切り捨て）及び迎車料金（定額制の迎車サービス利用の場合）の合計額。ただし、上限720円（1回の乗車につき1枚のみ使用可）。
- 交付枚数（令和3年4月1日より）
4枚/月（人工透析を行うため通院している方は、8枚/月）
※申請月から当該年度の3月までの月単位での交付
- 利用方法
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を必ず呈示してください。
 - （1）契約会社を利用した場合
乗務員に「福祉タクシー利用券で乗車」と告げて必ず手帳を提示してください。その際に利用券を1枚渡し、利用料金から助成額を差し引いた差額をお支払いください。
 - （2）契約会社以外の利用の場合
まず料金を支払い、その領収書と福祉タクシー利用券を一对にし、利用した月の翌月の10日までに、障害者支援課窓口・行政サービスセンター・郵送で申請をしてください。後日、市役所より助成額を指定の預金口座に振り込みます。
- 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線391

有料道路料金の障害者割引

次の手続きを行い、身体障害者手帳または療育手帳を料金所で呈示することで割引が受けられます。ETCを利用する場合も所定の手続きを行うと適用されます。

- 対象者
 - ① 2種の身体障害者手帳を所持する方で、自ら運転する場合。
 - ② 1種の身体障害者手帳または療育手帳を所持する方を、介護している方が運転する場合。
- 手続き
障害者支援課で、割引適用の車両ナンバーを障害者手帳に記載します。
割引適用の有効期間は原則2年となります。（有効期限の2カ月前より更新手続きは可能です。）

※オンラインによる申請（新規・変更・更新）もできます。

詳細については以下のURLからご確認ください。

<https://www.expressway-discount.jp>



○ 持参するもの

- ① 車検証（営業用自動車は対象とはなりません）
- ② 障害者自ら運転する場合は自身の運転免許証（2種障害者の場合必ず必要）
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳

※ETCを利用される方は、市の手続き終了後、有料道路会社への事前登録が必要となります。

★ETC利用での割引を受ける場合に持参するもの（上記の3つに加えて）

- ④ ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- ⑤ 障害者本人名義のETCカード（障害者が18歳未満の場合、保護者名義カード）

○ 割引率 50%

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線389・481

障害者自動車運転免許取得費助成

障害者の方の自立更生と社会活動を増進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。運転免許適性検査又は適正相談を受ける必要のある方は、検査結果の写し又は運転免許適正相談修了書の写しをご提出いただく場合があります。また、免許取得後の助成はできませんので、事前にご相談ください。

○ 対象者

身体障害者手帳1級～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、道路交通法に規定する受験資格がある方

○ 助成額

普通自動車免許取得に直接要した費用の3分の2です。ただし、10万円が限度です。

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線481

身体障害者用自動車改造費助成

下肢、上肢または体幹に障害を有する1、2級の障害者の方で、自動車を自ら所有し運転される方が、ハンドルやアクセルおよびブレーキ等の一部を改造する必要がある場合、助成を受けられます。改造は、原則として、運転免許センター適性相談室の適性検査の結果付される条件に基づくものとなります。（所得制限あり）

改造後の助成はできませんので、事前にご相談ください。

○ 助成額 一件あたり10万円まで

○ 問合せ先 障害者支援課 相談係 内線350・475・385

市営自転車駐車場使用料の免除

身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が市営の駐輪場を利用する場合、使用料が免除されます。（定期利用のみ対象。一時利用は免除になりません。）

○ 手続き

手帳の写しを持参し、下記窓口にて申請

○ 窓口

各市営自転車駐車場

○ 管理人勤務時間（日曜日、年末年始を除く）

（屋内） 6時30分～9時30分 16時～20時

（屋外） 6時30分～9時30分

○ 問合せ先

交通政策課 交通政策係（東別館2階） 内線533

（社）我孫子市シルバー人材センター 泉事務所 TEL 04-7193-8091

送迎バスの空席を活用した外出応援事業

市内の病院、自動車教習所、市の福祉施設（西部福祉センター、老人福祉センターつつじ荘）の送迎バスを買い物や駅までの足として無料で利用できます。

利用するためには、市が発行する※「利用パスカード」が必要となります。利用可能な送迎バス、申請方法などはホームページをご確認ください。

なお、送迎バスのご利用時に満席が予想される場合など、事業者の判断により利用できない場合もあります。

※その施設に行くのが目的の場合は、「利用パスカード」は必要ありません。

○ 対象者

市内在住の障害者または65歳以上の高齢者で、一人で乗降できるか、介助者の同伴で乗降できる方。（介助者も利用が可能です）

○ 利用可能日時

平日（月～金）9時～17時

※西部福祉センター、老人福祉センターつつじ荘の送迎バスに限り、土曜・日曜日（開館日）も利用できます。

○ 利用にあたってのお願い

送迎バスの空席を活用した高齢者等外出応援事業は、事業者のご厚意により展開している事業です。ご利用される際は、運転手の指示に従い、マナーを守ってご利用ください。

○ 問合せ先 交通政策課 公共交通係（東別館2階） 内線330

我孫子市バリアフリーおでかけマップ「らっく楽！あびこ」

障害のある方や高齢の方、小さなお子様連れの方など誰もが安心して外出できるように、地理情報システムを用いて市内の公共施設・駅・公園・商店等のバリアフリー情報を紹介しています。下記のアドレスよりご利用ください。

スマートフォンからもご覧いただけますので、ぜひ活用ください。



- 問合せ先 障害者福祉センター TEL04-7185-1124
 アドレス: <https://abiko.geocloud.jp/webgis/rakkurakuabiko.html>

QRコードからも
ご利用いただけます。

駐車禁止規制適用除外

障害者の方が社会生活上必要と認められる場合に、千葉県公安委員会が指定した駐車禁止場所に限り、駐車禁止規制から除外されるための標章が受けられます。

- 身体障害者等への標章交付基準

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級の各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前 の非進行性	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から2級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※身体障害者障害程度等級表はP6にあります

- 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で次表に該当する方

区分	障害の程度
知的障害者	㊤～Aの2
精神障害者	1級

- 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付を受けている方
 ○ 手続き

居住地を管轄する警察署に次の書類を添えて申し込んでください。

1. 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（警察署に備え付け）
2. 障害者手帳等の写し

※更新のときは旧標章をお持ちください。

※代理申請する場合は別途必要な書類があるため、お問合せの上お越してください。

○ 問合せ先 我孫子警察署交通課 TEL 04-7182-0110

運転免許適性審査

- 身体に障害のあるかたが自動車の運転免許を取得しようとする場合、運転適性検査を受ける必要があります。適性検査結果によって、その障害に適応した条件が示され、その条件にあった自動車に運転免許試験を受けることになります。
- 既に運転免許を持っているかたについても、免許条件が必要な障害を負った場合は、更新時または臨時に運転適性検査が必要になります。
- 運転適性検査日 要予約。月～金（土・日・祝日を除く）。検査の日時は、予約受付時に希望を伺います。（予約受付は、上記曜日の9時～16時）
- 必要なもの
 - 1 身体障害者手帳
 - 2 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票等住所の確認できるもの
- 検査の実施場所、予約及び問合せ

運転教育課安全運転相談係 千葉市美浜区浜田2-1
TEL 043-274-2000（音声ガイダンス1→52→1）
FAX 043-273-6844

流山運転免許センター安全運転相談係 流山市前ヶ崎217
TEL 04-7147-2000（音声ガイダンス1→68）
FAX 04-7146-1108

タクシー会社による運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を提示し、写真による本人確認をした場合、タクシー運賃の10%の割引が受けられます。法人タクシー、個人タクシーともほぼ全国で割引が適用されます。（精神障害者保健福祉手帳については千葉県内では松戸市の会社が割引対象としています。）

○ 問合せ先 千葉県タクシー協会 TEL 043-307-7002

航空運賃割引

国内航空会社の国内定期路線の運賃が割引になります。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方および、同一便に搭乗される介護者の方（お一人様まで）がご利用いただけます。（JAL ホームページ参照）

※各航空会社または路線によって異なります。詳しくは各会社にお問合せください。

鉄道運賃割引

JRのほか、私鉄も適用される場合があります。（JR 東日本ホームページ参照）

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※私鉄の一部に精神障害者保健福祉手帳も対象となる場合があります。詳しくは各鉄道会社にお問合せください。

民営バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、バス運賃の割引制度が適用されます。ただし、各バス会社で取り扱いが異なる場合がありますので事前に確認してください。（バス会社によっては精神障害者保健福祉手帳での割引も適用になります）

あびバス

我孫子市の市民バス「あびバス」は、高齢の方や車いすの方がスムーズに乗り降りできるノンステップの小型バスです。障害者手帳の提示により、「本人のみ」運賃の割引を受けることができます。（一回の乗車につき、大人80円、小人40円で利用できます。）

時刻表、乗り場等についてはホームページをご確認ください。

○ 問合せ先 阪東バス TEL 04-7185-2771

移送車貸し出し事業

- 対象者
我孫子市に居住し、一般の交通機関を利用することが困難な障害者や高齢者の方並びにその家族。
- 内容
通院や通所、社会参加などを目的とする。
- 利用回数
月4回まで（1回当たり2日以内）
- 小型車いす移送車（エブリィ）/1台
出庫料（1回300円）＋燃料代（1km：160円）＊現金払い
- 問合せ先
我孫子市社会福祉協議会 移送サービス TEL 04-7185-5303
- 大型移送車（セレナ）/1台
出庫料（1回350円）＋燃料代（1km：40円）＊現金払い
- 問合せ先
我孫子市社会福祉協議会 TEL 04-7184-1539

福祉有償運送事業による移送サービス

- 対象者
次の両方に該当する方
 - ・あらかじめ会員登録をした、要支援・要介護認定を受けている方、障害者手帳をお持ちの方
 - ・単独で一般の公共交通機関を利用することが困難な方
- 内容
通院や通所、社会参加などを目的とした移送支援サービスで、事前に面接が必要です
 - ・利用範囲；市内および周辺
 - ・利用回数：週4回まで利用可能（往復は2回分）
 - ・利用時間：8時30分～16時
- 利用料金（口座引き落とし）
年会費：1,200円（年度途中の加入は1か月100円計算）
出庫料（1回300円）＋燃料代（1km：160円）※口座引き落とし
- 問合せ先 我孫子市社会福祉協議会 移送サービス TEL 04-7185-5303

ちば障害者等用駐車区画利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市が利用証を交付する制度です。

○ 対象者

区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能 2級以上 移動機能 6級以上
	内部障害（免疫機能障害を含む）				4級以上
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年（※）		
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証等）	必要と認める期間（原則1年以内）		

（※）出産後は乳児と同伴の場合に限る。

○ 手続き

詳しい申請方法等については、お問合せください。

○ 問合せ先 障害者支援課 計画・給付係 内線384・391



12. 雇用・就労支援

我孫子市障害者就労支援センター

障害のある方で、「これから仕事につきたい」、「すでに仕事をしているが仕事についての相談をしたい」といった希望をお持ちの方を対象に、「就労に関する相談」を受けています。また、「就労に向けた準備支援」を行い、就職後もハローワーク等の関係機関と連携をとりながら、就職後長く働き続けられるよう「職場での定着支援」を提供しています。

○ 問合せ先 我孫子市新木1637

TEL 04-7185-1917 FAX 04-7188-0242

我孫子市地域職業相談室

ハローワーク松戸と同じ求人情報の検索と閲覧ができます。

障害者としての求職登録、相談及び職業紹介については、ハローワーク松戸で行いますのでご注意ください。

○ 問合せ先

我孫子市本町2-4-2サンビーンズビル6階（我孫子駅南口）

TEL 04-7165-2786 FAX 04-7185-8670

月～金 9時30分～17時

ハローワーク（公共職業安定所）

職業の相談・紹介や職業訓練校のあっせん、及び雇用保険の給付等の様々な雇用サービスを行っています。専門援助部門では、障害者の方の求職登録・職業相談や求人検索・職業紹介を受けることができます。

○ 問合せ先

〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階（松戸駅西口徒歩3分）

TEL 047-367-8609（代表）音声ガイダンス 専門援助部門 46#

FAX 専門援助部門 047-367-8649

※手話通訳者対応時間 水・木 10時～12時（それぞれ月4回）

千葉障害者職業センター

職業相談・職業評価や、職業準備支援、うつ病等の精神障害により休職している方を対象としたリワーク支援を提供します。

また、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、障害のある方及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性や本人の特徴を踏まえた直接的・専門的な援助を行っています。

○ 問合せ先

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL 043-204-2080 FAX 043-204-2083

HP <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/chiba/>

千葉障害者就業支援キャリアセンター

千葉県内の障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者の就労支援及び障害者の雇用支援を行います。

雇用・定着のサポートとして、企業の担当者を対象とした研修「精神障害者等職場内サポーター養成研修」の実施や、広域企業支援員を配置することにより千葉県内16センターと連携した雇用サポートを行っています。

また、働きたい方を対象として、就職のために必要とされる基礎的なスキル習得を目的とした「準備訓練」を実施しています。

○ 問合せ先

〒261-0002 千葉市美浜区新港43

TEL 043-204-2385 FAX 043-246-7911

障害者就業・生活支援センター ビックハート 柏

就職に関する相談やハローワークと協力しての職場開拓、関係機関との連携など、就職を希望される障害のある方の支援を実施致します。予約制のため、まずはお電話にてお問合せください。※求人の中旋は行っていません。

障害のある方を雇用する（または雇用を考えている）事業主の方を支援します。

○ 問合せ先

〒277-0005 柏市柏3-6-21 柏ビル302（柏駅東口 徒歩5分）

TEL 04-7168-3003 FAX 04-7168-3006

HP <https://www.big-heart.or.jp/kashiwa-abiko>

千葉県立障害者テクノスクール

障害のある方が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練を行っています。

校内で実施する1年コース・半年コースの訓練と、企業や社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等に委託して実施する短期間の職業（委託）訓練を行っています。

○ 問合せ先

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470

TEL 043-291-7744 FAX 043-291-7745

HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/>

一般高等技術専門校での職業訓練

厚生労働省の「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」のもと、障害者が就労のための技術や知識等を取得する機会を広げ、雇用の促進と自立を図ります。

●千葉県立我孫子テクノスクール

対象	訓練科名	定員	訓練期間	主な訓練内容	選考方法
知的障害者	事務実務科	10名	1年(4月入校)	就職基礎知識、安全衛生、パーソナルコンピュータ操作実習、基本作業実習、事務処理実習、販売及び物流実習、コミュニケーション実習、総合実習	<ul style="list-style-type: none"> 適性検査 作業検査 面接（保護者同伴） 学科試験（国語・数学）

知的障害のある方を対象に、パソコン操作や各種書類の作成・整理等の簡易事務作業をはじめ、商品の品出しに加え、運搬といった販売物流事務の訓練を行い、本人の特性に合った職業選択を支援します。また、日々の基本的作業を通して、職業人として必要な社会適応力や労働習慣を養い、就労を目指します。

○ 問合せ先

我孫子市久寺家682-1

TEL 04-7184-6411 FAX 04-7185-0265

●千葉県立船橋テクノスクール

対象	訓練科名	定員	訓練期間	主な訓練内容	選考方法
下肢障害者	システム設計科	20人 ※科全体での人員	2年(4月入校)	情報サービス・ソフトウェア関連業界で活躍できるプログラマやシステムエンジニアを育成します。プログラミング、ネットワーク、Webアプリケーション、データベース、サーバ構築、IoT技術など訓練を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 職業適性検査（器具・ペーパー） 面接 学科試験（国語・数学）

ソフトウェア産業におけるシステムエンジニア・プログラマを目指す方向けの訓練です。一般向けの訓練ですが、バリアフリーの環境が整っており、下肢障害のある方も入校できます。

○ 問合せ先

〒273-0014 船橋市高瀬町31-7

TEL 047-433-2790 FAX 047-433-2791

国立職業リハビリテーションセンター

就職に必要な知識・技能の訓練を行います。職業に就くための訓練としては、1年又は6カ月の訓練コース、在職している方の技能のレベルアップを図るための能力開発セミナーがあります。オープンキャンパス（毎月1回）も開催しています。

○ 問合せ先

〒359-0042 所沢市並木4丁目2番地

TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

青年サークル むぎの会

企業等で働く障害のある方々に、定着支援の一環として、余暇を楽しみながら情報交換ができる場を提供します。

○ 対象者

18歳以上の障害のある市内居住者で、企業等で就業中の方

○ 問合せ先

障害者就労支援センター 我孫子市新木1637

TEL 04-7185-1917 FAX 04-7188-0242

就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う場所です。利用期間は2年です。

○ 一般就労に向けた訓練ができる事業所 P79参照

就労定着支援事業

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う場所です。対象者は、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して新たに雇用された方です。利用期間は3年です。

○ 一般就労に向けた訓練ができる事業所 P79参照

13. 相談の窓口

身体、知的、精神に障害のある方、難病者に関する福祉サービス等の相談は、次の窓口で行っています。

障害者支援課

- 相談係 内線350・385・475

身体、知的及び精神に障害がある方並びに指定難病がある方に対し、各種サービス利用をはじめとする様々な相談や障害者総合支援法にかかる障害支援区分の認定、障害福祉サービスの申請受付と支給決定などを行っています。

- 計画・給付係 内線384・389・391・481

障害者プランの策定や医療費助成、手当の支給、各種福祉サービスに対する給付業務などを行っています。

- サービス調整係 内線381・421・480

各種サービスを利用するための調整を行っています。また、障害者への虐待や差別についての相談をお受けしています。

- 問合せ先 市役所 西別館4階

TEL 04-7185-1111 FAX 04-7183-1158

障害者まちかど相談室

障害のある方やそのご家族等が、身近な地域で気軽に相談できるように、市内5カ所に障害に関わる相談窓口を「障害者まちかど相談室」として開設しています。秘密厳守なので、まずはご相談ください。

- 障害者まちかど相談室一覧 裏表紙参照

障害者相談員・地域相談員・広域専門指導員

障害者相談員

障害がある方本人や保護者の方からの相談に応じる障害者相談員として、次の方々に市が業務を委託しています。

障害者相談員は、障害のある方の福祉推進に熱意を有し、奉仕的活動のできる民間の協力者で、生活や就学、就労等に関することの相談を、障害当事者や障害児（者）の保護者の立場で受け付けています。

※障害者相談員は地域相談員を兼務しています。

13. 相談の窓口

氏名	ふりがな	種別	電話番号	相談時間
外崎 康宏	とのさき やすひろ	直腸膀胱	04-7165-9181	金曜を除く10時~19時
村越 英子	むらこし ひでこ	視覚	04-7182-6202	平日 16時以降
田村 弘子	たむら ひろこ	聴覚	04-7188-8133 (FAX)	12時~20時 (FAX対応)
石鍋 有紀枝	いしなべ ゆきえ	肢体的	090-3442-5588	平日 10時~17時
関口 江身子	せきぐち えみこ	肢体的	090-4457-3247	平日 10時~16時

地域相談員

法律や障害福祉等の専門分野に応じた相談を受け付けている地域相談員は次のとおりです。

氏名	ふりがな	種別	電話・FAX 番号	相談時間
鈴木 喜也	すずき よしなり	法律相談・成年後見	04-7108-0283	平日 10時~16時
飯塚 敏晴	いいつか としはる	障害福祉全般	04-7184-7477	平日 10時~16時
山邊 なつえ	やまべ なつえ	視覚・障害福祉全般	natsu.yamabe@gmail.com	19時以降Eメールで連絡

広域専門指導員

千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき設置された相談員です。障害を理由とした差別等を受けた場合の相談窓口です。

○ 問合せ先 東葛飾障害者相談センター身体障害者支援課

※水曜日は柏市教育福祉会館において出張相談

TEL 04-7179-1088 FAX 04-7165-2423

我孫子市障害者福祉センター ※地域活動支援センター事業所（Ⅱ型）

障害者の自立と社会参加を促進するために、必要な訓練を行っています。障害を持つ方が住み慣れた地域で生活できるよう、ご本人及びご家族の相談に応じます。

問合せ先 我孫子市新木1637

TEL 04-7185-1124 FAX 04-7188-0242

子ども相談課

- 子ども相談総合窓口 TEL 04-7185-1821（直通）
子育てに対する不安、悩みなど、子どもに関する総合相談窓口です。子育ては迷ったり困ったりすることばかりです。電話や来課での相談の他に、我孫子市公式LINE上に「子ども・子育て相談窓口」を設置しています。ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。子ども本人からの相談、ヤングケアラー（年齢不問）に関する相談も受け付けています。
- 通所・相談支援係 内線470
児童福祉法に基づく児童通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）の利用に関する相談、申請の受付などを行っています。
- 我孫子市子ども相談支援事業所 ※指定児童相談支援事業所 内線470
各種サービスの相談やサービスを利用するにあたっての利用計画を作成しています。
- 問合せ先
市役所西別館1階 TEL 04-7185-1111 FAX 04-7183-3445

子ども虐待防止対策室

- ・虐待を受けていると思われる子どもがいたら・・・
 - ・子育てが辛く、つい子どもにあたってしまっていたら・・・
- 子どもにあたらなくても済む方法を一緒に考えませんか？すぐにお電話ください。
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。子ども本人からの相談も受け付けています。
連絡は匿名で行うことも可能です。
- 問合せ先
TEL 04-7185-1821
または 児童相談所虐待対応ダイヤル 189（24時間対応）

我孫子市こども発達センター（児童発達支援センター）

- 相談・療育係
発達に心配のあるお子さんとご家族に、専門職が療育相談・発達相談・個別療育（家庭療育指導・言語聴覚療法・理学療法・作業療法）・集団療育などを行っています。
- 児童発達支援係
児童福祉法に基づく、児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援事業を行っています。
- 問合せ先
我孫子市新木1637
TEL 04-7188-0472 FAX 04-7199-3013

子ども支援課

学童保育室や児童手当、子ども医療・未熟児養育医療・ひとり親家庭等の支援を行っています。

○ 問合せ先

市役所 西別館2階

TEL 04-7185-1111 FAX 04-7183-3437

- ①学童保育に関すること 内線447・449・844
- ②児童手当に関すること 内線347
- ③子ども医療・未熟児養育医療に関すること 内線852
- ④児童扶養手当・ひとり親家庭等の支援に関すること 内線849・850

保健センター（健康づくり支援課）

保健センターは、市民の健康づくりを支援しています。保健師・栄養士・歯科衛生士などによる健康相談や、各種健康診査等を行なっています。

○ 問合せ先

我孫子市湖北台1-12-16

TEL 04-7185-1126 FAX 04-7187-1144

社会福祉課 生活相談係

○ 生活保護に関する相談

病気や障害、ケガ、失業、ひとり親になってしまったなど、さまざまな理由で経済的に困窮し最低限度の生活が維持できない方を対象とした制度です。

「生活保護を申請したい」「生活保護についてききたい」方ご本人やご家族からの相談を受け付けています。

○ 生活困窮者自立支援制度による相談

「借金の返済で生活ができない」「住まいを失ってしまった」「家賃や税金、公共料金が払えない」「生活費が足りなくて困っている」など、生活全般に関する困りごとの相談を受け付けています。相談員がお困りごとについてお聞きし、いっしょに解決策を考えます。また、必要に応じて他の相談機関と連携して自立に向けた支援を行います。

○ DV 相談・女性相談

○ 配偶者・交際相手等からの様々な暴力に対して、来所相談・電話相談を受け付けております。どなたに対しても相談をお受けいたしますので、お気軽にご連絡ください。

○ 問合せ先

市役所 西別館2階 社会福祉課 生活相談係

内線393・394・395・476・652

我孫子市教育相談センター

小中学生の学校生活や教育に関するさまざまな相談について、専門の相談員が応じます。

○ 問合せ先

- ・我孫子市湖北台4-3-1（湖北台東小学校内）

TEL 04-7187-4600 FAX 04-7187-4611

- ・児童生徒からの悩み相談ホットライン

TEL 04-7188-7867（平日9時～16時30分）

メール：nayamuna@city.abiko.chiba.jp

国保年金課

国民健康保険や後期高齢者医療制度に関すること、国民年金に関することを行っています。

○ 問合せ先 市役所 本庁1階

TEL 04-7185-1111 FAX 04-7185-4380

- ①国民健康保険給付に関すること 内線325・625
- ②国民健康保険加入・脱退・保険税に関すること 内線930
- ③後期高齢者医療制度に関すること 内線928
- ④国民年金に関すること 内線911

高齢者支援課

介護保険の要支援・要介護認定など介護保険に関することや高齢者への在宅福祉サービスの給付、高齢者福祉に関することを行っています。

○ 問合せ先 市役所 西別館3階

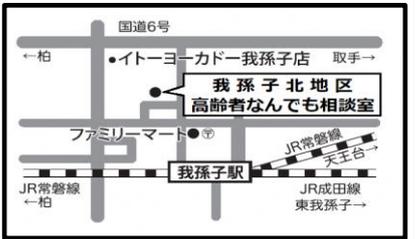
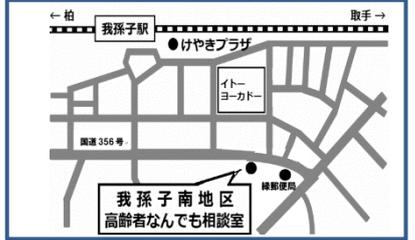
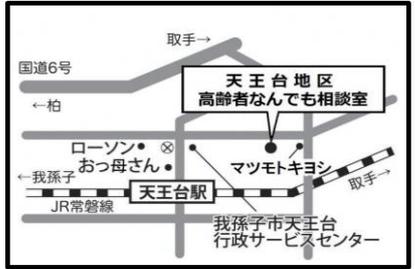
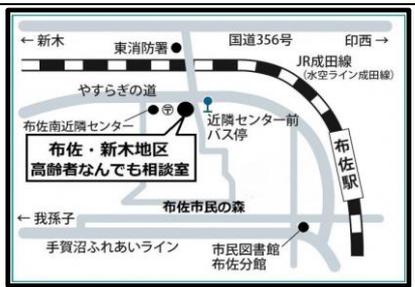
TEL 04-7185-1111

FAX 04-7186-3322

- ①介護保険に関すること 内線425・430
- ②高齢者の福祉サービスに関すること 内線429・413

高齢者なんでも相談室

地域で暮らす高齢者やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを継続できるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的にサポートできるよう、相談・支援を行っています。

<p>我孫子北地区</p>	<p>○所在地 我孫子市我孫子4-5-28 山長第6ビル1階 ○連絡先 ☎ 04-7179-7360 FAX 04-7179-7362 ○利用できる日 毎週月曜日～金曜日、第1・2・4・5土曜日、第3日曜日 ○担当地区 布施、布施下、弁天下、久寺家、根戸*、つくし野、台田、我孫子*、並木 *根戸・我孫子は鉄道路線の北側</p>	
<p>我孫子南地区</p>	<p>○所在地 我孫子市緑1-4-5 モリエビル1階 ○連絡先 ☎ 04-7199-8311 FAX 04-7199-8322 ○利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第2日曜日 ○担当地区 根戸*、根戸新田、呼塚新田、船戸、我孫子*、我孫子新田、白山、本町、緑、寿、栄、若松 *根戸・我孫子は鉄道路線の南側</p>	
<p>天王台地区</p>	<p>○所在地 我孫子市柴崎台4-5-13 刈刈化大塚1階 ○連絡先 ☎ 04-7182-4100 FAX 04-7128-5716 ○利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第4日曜日 ○担当地区 泉、天王台、東我孫子、柴崎、柴崎台、北新田、日の出、青山台、青山、南青山、高野山、高野山新田、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新田、都部、都部新田、都部村新田</p>	
<p>湖北・湖北台地区</p>	<p>○所在地 我孫子市湖北台1-13-4 ○連絡先 ☎ 04-7187-6777 FAX 04-7187-6778 ○利用できる日 毎週月曜日～金曜日、第2・3・4・5土曜日、第1日曜日 ○担当地区 湖北台、中峠台、中峠、中峠村下、中里、中里新田、古戸、日秀、日秀新田、上沼田</p>	
<p>布佐・新木地区</p>	<p>○所在地 我孫子市布佐平和台4-1-1 ○連絡先 ☎ 04-7189-0294 FAX 04-7189-0290 ○利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第4日曜日 ○担当地区 新木、新木野、新木村下、中沼田、南新木、布佐西町、布佐、布佐平和台、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、相島、大作新田、布佐下新田、浅間前新田、浅間前、下沼田</p>	

◆共通のご案内◆

- 開室時間 午前8時30分から午後5時まで
- 祝日及び12月29日から1月3日は閉室となります
(土曜が祝日と重なる場合は閉室となります)
- 土曜・日曜・祝日は、介護保険利用の申請等、市役所への手続き代行はできません

我孫子市社会福祉協議会

民間の社会福祉団体で、地域福祉の推進を目的とする団体です。地区社会福祉協議会の設置、ボランティア・市民活動の育成、共同募金運動、結婚相談、介護予防、あびこ後見支援センター、移送サービス等の事業、生活福祉資金の貸付、福祉ショップ・軽喫茶ぽぽらの運営、福祉機器（車いす等）の貸出等を行っています。

○ 問合せ先

我孫子市我孫子1861

TEL 04-7184-1539 FAX 04-7184-9929

千葉県庁

○障害者福祉推進課

障害者施策の企画や権利擁護、障害者手帳の交付に関する業務などを行っています。

○ 問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1本庁舎12階

TEL 043-223-2338 FAX 043-221-3977

○障害福祉事業課

障害者の虐待防止や事業所指導、地域生活支援、障害児の入所など業務を行っています。

○ 問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1本庁舎12階

TEL 043-223-3981 FAX 043-222-4133

千葉県東葛飾障害者相談センター

18歳以上の身体・知的障害者等の補装具、療育手帳及び自立支援医療（更生医療）に関する各種判定と相談支援を、主に市町からの求めに応じて行う専門機関（更生相談所）です。

○ 問合せ先

我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3階

TEL 04-7165-2422 FAX 04-7165-2423

千葉県柏児童相談所

療育手帳の交付や児童福祉施設への入所等、児童（18歳未満）の様々な問題について、相談・助言等をおこなっています。

○ 問合せ先

〒277-0831 柏市根戸445-12

TEL 04-7131-7175 電話相談 04-7134-4152

千葉県松戸保健所（健康福祉センター）

長期療養児の相談や難病に関する相談、精神保健福祉に関する相談などを行っています。

○ 問合せ先

〒271-8562 松戸市小根本7

TEL 047-361-2138（地域保健課） FAX 047-367-7554

松戸保健所我孫子連絡所

指定難病医療費助成制度等の申請書類の配布及び預かり、保健所への預かり書類の送付を行っています。ただし、専門知識を有する者の説明や判断が必要な場合など、受付ができない場合もありますので、ご利用の前に松戸保健所（健康福祉センター）に電話でお問い合わせください。

千葉県こころセンター（千葉県精神保健福祉センター）

心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）、思春期精神保健など、精神保健福祉全般に関する相談。

○ 問合せ先

〒261-0024 千葉市美浜区豊砂6番1

こころの電話相談 TEL 043-307-3360

月～金 9時～18時30分（祝日、年末年始を除く）

アルコール・薬物・ギャンブル等相談 TEL 043-307-3781

月～金 9時30分～16時30分（祝日、年末年始を除く）

中核地域生活支援センターほっとねっと

子ども、障害者、高齢者などすべての方が利用できる広域の福祉総合相談機関です。生活上の様々な困りごとについて、24時間365日相談を受けています。

○ 問合せ先

〒270-0034 松戸市新松戸3-15 KS12ビル1-A

TEL 047-309-7677 FAX 047-309-7678

メール info-hotnet@harutaka-aozora.org

千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）

千葉県から委託を受け、発達障害のある方（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）・注意欠如多動性障害（AD/HD）など）とその家族、関係者のための専門の支援センターで、発達・就労支援、普及啓発や研修も行なっています。

○ 問合せ先

CAS東葛飾 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ4階

TEL 04-7165-2515 FAX 04-7165-2516

CAS 〒260-0013 千葉市中央区中央2-9-8

千葉広小路ビル6階0601号室

TEL 043-227-8557 FAX 043-227-8559

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けて一定の地域を受け持ち、社会奉仕の精神により地域の中で、障害者・児童・高齢者等の身近な相談相手として助言を行っています。

○ 問合せ先

お近くの民生委員・児童委員の住所や名前など、詳しいことは

社会福祉課・社会福祉係 内線649

日本年金機構・松戸年金事務所

国民年金、厚生年金に関する相談、請求や受給の諸手続きを行っています。

○ 問合せ先

〒270-8577 松戸市新松戸1-335-2

TEL 047-345-5517

FAX 047-342-9711（聴覚・音声言語障害の方のみ）

平日（月～金）8時30分～17時15分

○ 一般的な年金相談に関するお問合せ・来訪のご予約

「ねんきんダイヤル」 TEL 0570-05-1165（ナビダイヤル）

街角の年金相談センター柏

対面による年金相談専門の窓口です。

○ 問合せ先

〒277-0005 柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル1階（柏駅東口 徒歩5分）

TEL 04-7160-3111（予約専用ダイヤル）

平日（月～金）8時30分～17時15分 ※電話による相談は受けておりません。

東葛北部地域難病相談支援センター

難病患者とその家族の日常生活及び各種福祉手続き等について、県の健康福祉センター及び市町村と連携しつつ、ご相談をお受けしています。

○ 問合せ先

東京慈恵会医科大学附属柏病院内患者支援センター ソーシャルワーカー部門
TEL 04-7167-9681

保健福祉サービスの苦情解決

市では、保健福祉サービス利用での苦情を解決するための仕組みとして、各担当課・施設に苦情解決責任者、苦情解決担当、苦情受付担当者を配置しています。利用者の立場に立って苦情をお聞きしますので、詳しい内容は窓口の職員にお尋ねください。

また、市民の皆様が安心して保健福祉サービスを利用できるように、保健福祉サービス調整委員が第三者として公平な立場で苦情をお聞きすることもできます。

○ 問合せ先 社会福祉課 内線432

◆障害者への虐待や差別の相談窓口◆

障害者に対する虐待（疑い含む）を発見した人は通報をお願いします！

身体的虐待

- ・暴行により身体に傷や痛みを与える（殴る・蹴る、閉じ込めるなど）

性的虐待

- ・無理やりわいせつなことをする、させる（性交、性器への接触、裸にさせる）

放棄・放任（ネグレクト）

- ・世話や介助をせず心身を衰弱させる（食事を与えない、不潔な環境で生活させる、医療や福祉サービスを受けさせないなど）

経済的虐待

- ・本人の同意なく財産や年金、賃金等を使う（年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、処分するなど）

心理的虐待

- ・言葉や態度で精神的苦痛を与える（怒鳴る、ののしる、悪口を言うなど）

虐待を発見したら、、、

通報・相談

我孫子市障害者虐待防止相談窓口

電話 04-7185-1631

FAX 04-7183-1158

メール abk_shougashashien@city.abiko.chiba.jp

※相談者のプライバシーは守られます。匿名相談も可能です

14. 市内施設等一覧

障害者まちかど相談室一覧（令和6年7月1日現在）

障害者まちかど相談室一覧は、裏表紙をご参照ください。

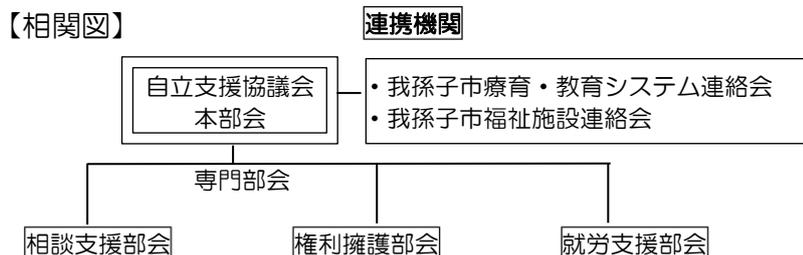
サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所（令和6年7月1日現在）

No.	事業所名	住所	電話番号	対象
1	あびこ相談支援センター	寿2-27-41	7196-6131	身体・知的・精神・児童・難病
2	地域相談支援事業所 サポートセンターけやき	中里337	7192-8750	身体・知的・精神・児童・難病
3	障がい者相談支援事業所 れがあと	南新木2-3-1	7115-9677	身体・知的・精神・児童・難病
4	我孫子市子ども相談支援事業所	我孫子1858	7185-1111 内線470	身体・知的・精神・児童
5	我孫子市相談支援事業所 なの花	新木1637 こども発達センター内	7188-0472	児童
6	相談支援事業所むつぼし	柴崎861-1	7183-1511	身体・知的・精神・児童
7	アコモード相談支援事業所	布佐平和台4-1-1	7189-0880	身体・知的・精神・児童・難病
8	ウイングネット	湖北台1-11-18	7188-7460	知的・精神
9	わごころ総合相談支援センター	柴崎台2-8-10 坂入ビル2階	7181-0556	身体・知的・精神・児童・難病
10	サポートセンターめいとあびこ	天王台2-10-4- 202	7193-8625	身体・知的・精神・児童・難病

◆ 我孫子市自立支援協議会 ◆

自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき設置される地域の関係者の協議会です。地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としています。

我孫子市の自立支援協議会は、既存の我孫子市内の障害者福祉ネットワーク機関を連携機関として位置づけ、また「相談支援部会」「権利擁護部会」「就労支援部会」の3つの専門部会を置き、全体会においては、各連携機関や専門部会から推薦された委員を中心に構成しています。



居宅介護系事業所（市内）（令和6年7月1日現在）

居宅…居宅介護 重度…重度訪問介護 同行…同行援護 行動…行動援護
 身…身体障害者 知…知的障害者 精…精神障害者 児…障害児（18歳未満） 難…難病等対象者

No.	事業所名	住所	電話番号	事業種別	対象者
1	アコモードヘルパーステーション	布佐1559-2	04-7189-5201	居宅・重度・同行	身・知・精・児・難
2	安心ほっとらいんホームヘルプサービス	青山875	04-7185-9999	居宅・重度	身・知・精・児
3	在宅福祉サービスまどか	天王台2-3-1	04-7181-2567	居宅・重度	身・知・精・児・難
4	セントケア我孫子	天王台4-5-1 シャトー天王台1階	04-7183-1116	居宅・重度・同行	身・知・児
5	福祉サービス ちひろ	柴崎825-3	04-7185-0209	居宅・行動	身・知・精・児
6	ママメイト本社	柴崎台2-9-4	04-7182-0950	居宅・重度	身・知・精・児・難
7	ニチケアセンター 我孫子本町	本町2-6-1 町田ビル3階	04-7165-9191	居宅・重度	身・知・精・児・難
8	ニチケアセンター 湖北台	湖北台3-3-1第三 海老角ビル202	04-7181-5280	居宅・重度・同行	身・知・精・児・難
9	めいと我孫子訪問介護 事業所	柴崎台4-4-12	04-7138-6317	居宅・重度	身
10	福祉ステーション 『どーも』	布佐3060 蘇理ビルA	04-7181-6790	居宅・重度・同行	身・知・精・児・難
11	障害者訪問介護サービ ステイもしー	南新木2-12-31	04-7113-1325	居宅・重度・同行・ 行動	身・知・精・児・難
12	ヘルパーステーション ケアプライド	湖北台8-13-2	04-7199-9481	居宅・重度・同行	身・知・精・児・難
13	楓	中里337	04-7192-8750	居宅・同行	身・知・精・児
14	わごころケアセンター	柴崎台2-7-30 コーボ栄2階203号 室・205号室	04-7181-0552	居宅・重度・同行・ 行動	身・知・精・児・難
15	サンライズ指定障害 福祉サービス事業所	下ヶ戸1820-3	04-7182-5339	居宅	身

短期入所事業所（市内と近隣市）（令和6年7月1日現在）

No.	事業所名	住所	電話番号	身体	知的	障害 児	精神	難病
1	東葛中部地区総合開発事 務組合立 みどりの園	中峠2310	04-7187-0511	×	○	×	×	×
2	東葛中部地区総合開発事 務組合立 みどりの家	中峠2291	04-7188-4655	×	○	×	×	×
3	特別養護老人ホームアコ モード	布佐1559-2	04-7189-5201	○	○	○	○	×
4	我孫子ロイヤルケアセン ター（医療型）	中峠2614	04-7181-5611	○	○	○	○	○
5	ケアホームアメリカ	布佐平和台4-1-2	04-7157-0131	○	○	○	○	○
6	ベルスマイル	湖北台3-15-1	04-7188-7460	×	○	×	○	×
7	短期入所 とまり樹	柴崎861-1	04-7179-5875	○	○	○	○	○

8	短期入所 我孫子南新木	南新木2-20-8	04-7193-8956	○	○	×	○	×
9	グループホームふわふわ 我孫子	高野山304-1	04-7197-1286	○	○	○	○	○
10	東葛医療福祉センター 光陽園（現在休止中）	柏市酒井根24	04-7176-7710	○	○	○	×	×
11	豊四季光風園	柏市十余二584	04-7143-7603	×	○	○	×	×
12	こども生活支援センター きりとも	柏市大津ケ丘2-1 9-5	04-7191-5277	×	×	○	×	×
13	沼南育成園	柏市大津ケ丘2-1 9-5	04-7191-3391	×	○	×	×	×
14	増尾台ウィズホーム	柏市増尾台1-10 -2	04-7176-1118	○	×	×	×	×
15	WITH US 短期入所	柏市十余二字南前山 175-66	04-7197-4080	×	○	○	×	×
16	わかたけホーム短期入所	柏市高柳1621-15	04-7189-8288	×	○	×	×	×
17	エクラス	柏市柏下93-2	04-7197-5660	×	×	×	○	×
18	ふるむハウス	柏市中原1817-1	04-7128-8276	○	○	○	○	○
19	野田芽吹学園	野田市下三ケ尾875 -1	04-7138-2181	×	○	×	×	×
20	くすのき苑	野田市木間ケ瀬31 21	04-7120-6667	×	○	○	×	×

通所施設一覧（市内）（令和6年7月1日現在）

No.	事業所名	サービス種別	定員	住所	電話番号
1	我孫子市あらき園	生活介護	75	新木1637	04-7185-2459
2	障害福祉サービス事業所み ずき	生活介護	40	古戸804	04-7187-5171
3	むつぼし	生活介護	20	柴崎845-1	04-7184-6258
4	東葛中部地区総合開発地区 事務組合立みどり園	生活介護	114	中峠2310	04-7187-0511
5	けやき社会センター	生活介護	30	都部新田37-2	04-7187-1944
6	木の子クラブ我孫子 生活介護事業所ひの木	生活介護	20	湖北台3-4-7	04-7151-2747
7	生活介護事業所 ぷらむつりー	生活介護	20	柴崎台3-2-26	04-7197-5507
8	多機能型事業所 i 工房	生活介護 就労継続支援（B型）	6 10	南新木1-19-7	04-7139-1153
9	ウイング	就労継続支援（B型）	20	中峠1270-1	04-7187-4505
10	希望の橋	生活介護 就労継続支援（B型）	10 10	都12-5 渡辺マンション1階	04-7186-7612

14. 市内施設等一覧

11	おおばん	就労継続支援（B型）	20	新々田30-4	04-7189-5794
12	はるか	就労継続支援（B型） 就労移行支援	10 10	南新木3-2-4	04-7188-7594 (B型) 04-7137-7793 (移行)
13	多機能型事業所 エール我孫子	就労継続支援（B型） 就労移行支援	10 20	天王台3-22-10 天王台岩佐ビル2階	04-7190-5731
14	i工房 c・s・d	就労継続支援（B型）	10	布佐平和台1-1-112	04-7197-2283
15	就労継続支援B型 すまいる	就労継続支援（B型）	20	下ケ戸1826-1	04-7182-9922
16	就労継続支援B型事業所 アビシェb	就労継続支援（B型）	20	久寺家2-1-20 フェニックス203号室	080-4866-0401 04-7113-9190
17	特定非営利活動法人 みんなの広場「風」	就労継続支援（B型）	20	久寺家1-10-11	04-7186-0728
18	オリーブ and	就労継続支援（B型）	30	湖北台1-1-13	04-7189-8271
19	こみちの杜	就労継続支援（B型）	20	我孫子市本町2-3-21 石戸ビル4階	04-7170-4488
20	ANELA 我孫子	就労継続支援（B型）	20	白山 1-1-26-レイク ビューヒルズ201	04-7139-1319
21	カケル	就労継続支援（B型）	20	天王台1-1-1	090-6170-1036
22	ライフ	就労継続支援（A型）	20	湖北台1-12-18	04-7196-7782
23	リラief	就労継続支援（A型）	20	白山1-1-5	04-7192-8418
24	ハッピーアベニュー	就労継続支援（A型）	20	柴崎台4-7-14	04-7157-3412
25	ハッピーストリート	就労継続支援（A型）	20	我孫子4-16-23	04-7189-7496
26	就労継続支援 A型ハタラコ	就労継続支援（A型）	20	本町2-6-3 アキモトビ ル601	04-7179-0102
27	テイクハート我孫子	就労移行支援	20	本町2-2-10 三共関東ビル3階	04-7196-7035
28	はるかぜ（障害者福祉センター）	地域活動支援センター	30	新木1637	04-7185-1124
29	にじ	地域活動支援センター	10	中峠台26-3	04-7181-5771
30	ステップ	地域活動支援センター	15	高野山464-18スペース &キャピタル我孫子ビル2階	04-7183-8877
31	あおぞら（障害者福祉センター）	自立訓練（生活訓練）	20	新木1637	04-7185-1124

一般就労後に利用ができる事業（令和6年7月1日現在）

No.	事業所名	サービス種別	定員	住所	電話番号
1	はるか	定着支援	10	南新木3-2-4	04-7137-7793
2	テイクハート我孫子	定着支援	20	本町2-2-10 3階	04-7196-7035

住まいの場（市内）		（令和6年7月1日現在）		※ GH=グループホーム	
No.	事業所名（内人数）	施設種別	総定員	住所	電話番号
1	むつぼし生活寮（3） ＜キャロット（4）、オニオン（4）、 ラディッシュ（4）、トマト（2）、 ポテト（6）＞	GH	23	柴崎825-3 他	04-7184-7272
2	ケアホームパレット	GH	4	南新木1-12-1	04-7187-1865
3	ケアホームアザレア ＜I（10）、II（10）＞	GH	20	布佐1598-9 他	04-7181-6661
4	ケアホームアヴァンセ ＜I（10）、II（10）＞	GH	20	布佐1152-2 他	04-7189-4171
5	ケアホームアメリカ ＜I（10）、II（10）＞	GH	20	布佐平和台4-1-2 他	04-7157-0131
6	グループホームわがや	GH	5	泉22-27	04-7113-1336
7	空（4）＜太陽（6）＞	GH	10	湖北台5-8-8 他	04-7188-5321
8	地球	GH	10	都部新田13-1	04-7168-0942
9	ベルウイング	GH	4	湖北台3-15-1	04-7188-7460
10	みどりの家 ＜吉番館（10）、武番館（10）＞	GH	20	中峠2291	04-7188-4655
11	Ohana	GH	7	東我孫子2-8-20	04-7197-6321
12	ファルベ	GH	5	南新木1-29-28	04-7197-5141
13	クレール	GH	6	南新木1-29-27	04-7186-7210
14	グループホームわさんぼん	GH	7	緑1-2-20グリーンヒルズ 我孫子202・402	070-4106-9543
15	ライムの木 サンウイング（7） ＜グリーンヒルズ（2）、 シャトレ（3）＞	GH	12	中峠1778-6サンウイン グ103 他	04-7103-6422
16	ハンドレッド大地 ＜A棟（10）、B棟（10）＞	GH	20	柴崎台1-2-10	04-7199-9113
17	ソーシャルインクルー ホーム南新木 ＜I（10）、II（10）＞	GH （日中）※	20	南新木2-20-8	04-7193-8956
18	わおんグループホーム ほっこり☺ホーム（4）II（4）	GH	8	寿2-21-16 他	080-3317-3778
19	エミーナ	GH	7	湖北台3-3-1クリスタル ハイツ湖北台401・402	04-7105-4994
20	グループホームふわふわ我孫子	GH （日中）※	10	高野山304-1	04-7197-1286
21	グループホームのどか我孫子 湖北	GH	10	中峠1670-2	04-7186-7881
22	ホーム かぜ	GH	5	久寺家1-21-7	04-7186-0728
23	生活ホーム北斗（4） ＜第二北斗（4）＞	生活ホーム	8	布佐2749-9 他	090-7015-5316
24	東葛中部地区総合開発事務組 合立みどり園	施設入所 支援	80	中峠2310	04-7187-0511

GH（日中）※…日中サービス支援型

14. 市内施設等一覧

児童発達支援（福祉型）事業所（市内）（令和6年5月1日現在）

No.	事業所名	住所	電話番号
1	こばんはうすさくら根戸教室	根戸1741-2	04-7100-0078
2	オルタナティブハウスわがや	白山2-7-5	04-7113-6804
3	スペシャルニーズステーション	我孫子1-17-21	04-7197-7910
4	エファタ会館 ことばの教室	我孫子4-3-1	090-8496-2442
5	ハンドレッド	本町1-3-40	04-7114-2997
6	ハッピーテラス我孫子	本町2-3-23我孫子田中ビル4階	04-7157-4802
7	児童通所支援・放課後等デイサービス FURAN我孫子教室	本町2-3-21 KOUNAN BLDG3階	04-7157-0817
8	スペシャルニーズステーション南口店	本町2-3-17井坂ビル1階1号室	04-7157-1085
9	ドレミファソライズFC我孫子	本町3-5-25渋谷ビル 2F	04-7157-0389
10	運動遊びと療育支援 こどもプラス我孫子教室	緑1-1-3リヴェールコスモス1-B	04-7197-5565
11	ハンドレッド希望	柴崎台1-2-10	04-7114-2997
12	ハンドレッド天王台	高野山531-46	04-7114-2997
13	コペルプラス我孫子教室	天王台1-1-32ラフィネ柴崎2階	04-7197-1077
14	グローバルキッズメソッド110	日秀139	04-7199-3485
15	我孫子市こども発達センターひまわり園	新木1637	04-7188-0472
16	運動療育センター すてっぷプラス我孫子教室	新木1962田口ビル101	04-7186-7217
17	おもちゃ箱ふさ	布佐1-10-30	04-7105-5441
18	希望の里 布佐	都12-5 渡辺マンション1階	04-7186-7530
19	ぎっすumont	布佐西町60-2	04-7197-4578

放課後等デイサービスを利用できる事業所（市内）（令和6年5月1日現在）

No.	事業所名	住所	電話番号
1	こばんはうすさくら根戸教室	根戸1741-2	04-7100-0078
2	My style	白山1-15-13	04-7114-2997
3	オルタナティブハウスわがや	白山2-7-5	04-7113-6804
4	スペシャルニーズステーション	我孫子1-17-21	04-7197-7910
5	エファタ会館 ことばの教室	我孫子4-3-1	090-8496-2442
6	ハンドレッド	本町1-3-40	04-7114-2997
7	クラブ我孫子校	本町2-3-23田中ビル3階	04-7189-7534
8	ハッピーテラス我孫子	本町2-3-23我孫子田中ビル4階	04-7157-4802
9	児童通所支援・放課後等デイサービス FURAN我孫子教室	本町2-3-21 KOUNAN BLDG3階	04-7157-0817
10	スペシャルニーズステーション南口店	本町2-3-17井坂ビル1階1号室	04-7157-1085
11	ドレミファソライズFC我孫子	本町3-5-25渋谷ビル 2F	04-7157-0389
12	運動遊びと療育支援 こどもプラス我孫子教室	緑1-1-3リヴェールコスモス1-B	04-7197-5565
13	ハンドレッド希望	柴崎台1-2-10	04-7114-2997
14	ハンドレッド天王台	高野山531-46	04-7114-2997
15	コペルプラス我孫子教室	天王台1-1-32ラフィネ柴崎2階	04-7197-1077
16	イーハトーブの家A I N S I	湖北台1-13-8	04-7193-8787
17	社会福祉法人つくばね会ふれんず	中里324	04-7187-2920
18	グローバルキッズメソッド110	日秀139	04-7199-3485

19	運動療育センター すてっぴプラス我孫子教室	新木1962田口ビル101	04-7186-7217
20	児童デイサービス・アニマートぱすてる	新木野4-38-27	04-7199-9090
21	放課後等デイサービススカイ	南新木1-12-1	04-7187-1865
22	おもちゃ箱ふさ	布佐1-10-30	04-7105-5441
23	希望の里 布佐	都12-5 渡辺マンション1階	04-7186-7530
24	きっずモント	布佐西町60-2	04-7197-4578

保育所等訪問支援を利用できる事業所（令和6年5月1日現在）

No.	事業所名	住所	電話番号
1	運動遊びと養育支援 こどもプラス我孫子教室	緑1-1-3 リヴェールコスモス1-B	04-7197-5565
2	保育所等訪問支援事業所「おひさま」	新木1637	04-7188-0472

居宅訪問型児童発達支援を利用できる事業所（令和6年5月1日現在）

No.	事業所名	住所	電話番号
1	居宅訪問型児童発達支援 ケアプライド	中里140-5	04-7199-9481

日中一時支援事業所

No.	事業所名	住所	電話番号	年齢要件	障害要件	定員(人)	営業時間	送迎
1	生活支援ホーム パレット	南新木1-12-1	04-7187-1865	なし	なし	8	8時半～18時	○
2	ふれんず	中里324 1階	04-7187-2920	18歳以上 (要相談)	なし	4	8時～19時 (月～土)	○
3	デイサービスセンター アコモード	布佐1559-2	04-7189-5201	なし	なし	7～8	15時半～19時 (月・火・木) 9時～16時 (土・日)	○
4	福祉サービスちひろ	柴崎825-3	04-7185-0209	なし	なし	8～10	7時～19時	△
5	障害者支援施設 みどり園	中峠2310	04-7187-0511	18歳以上	知	6	8時半～17時半 (月～土)	×
6	宅老所虹の家	新木野3-32-15	04-7179-3133	18歳以上	なし	2	9時～15時 (月～土)	△
7	イーハトープの家 AINSI	湖北台1-13-8	04-7193-8787	なし	身・知	8	10時～17時 応相談	○
8	デイサービスセンター アクイール	岡発戸1498	04-7165-6511	学齢期以上 (要相談)	なし	10	9時～19時 (月～土)	△
9	生活介護事業所 ぶらむつりー	柴崎台3-2-26	04-7197-5507	18歳以上	身・知・難	20	9時～15時半 (月～金、祝祭日 含む)	○
10	オリーブand	湖北台1-1-13	04-7189-8271	18歳以上	精	15	10時～17時 (月～土)	×
11	WITH US 日中一時支援事業所	柏市十余二175-66	04-7197-4080	18歳以上	知・精	10	9時半～15時半	△
12	ほっとほっとルーム	柏市箕輪358-1	04-7126-0328	18歳以上	知	10	9時～17時 (平日)	△
13	地域生活支援センター すばる	柏市布施812-3	04-7199-2564	中学生以上	知	20	9時～19時50分 (月～金)	△

14. 市内施設等一覧

14	生活介護事業所 大きな木	柏市根戸1594-4	04-7138-6211	18歳以上	知・精	10	8時半～9時 15時半～18時半	△
15	てくてく	柏市高田184	04-7126-0845	18歳未満	なし (医カ有)	3	9時半～17時	○
16	COCORO	野田市柳沢306-6	0120-566-566	なし	なし	9	9時～17時半	×

※長期休みや土日祝日によって営業時間等に変更がありますので詳しくは事業所にお問合せください。

※△印は、事業所にお問合せください。

ガイドヘルパー、代筆・代読ヘルパー派遣事業所

No.	事業所名	住所	電話番号	代筆・代読
1	我孫子市社会福祉協議会 (代筆・代読のみ)	我孫子1861	04-7184-1539	○
2	アコモードヘルパーステーション	布佐1559-2	04-7189-5201	○
3	ママメイト本社	柴崎台2-9-4	04-7182-0950	○
4	セントケア我孫子	天王台4-5-1 シャトー天王台1階	04-7183-1116	○
5	ニチイケアセンター湖北台	湖北台3-3-1-202	04-7181-5280	○
6	生活支援ホーム パレット	南新木1-12-1	04-7187-1865	○
7	福祉サービス ちひろ	柴崎825-3	04-7185-0209	
8	わごころケアセンター	柴崎台2-7-30コーポ栄203号 室・205号室	04-7181-0552	○
9	イーハトーブの家A I N S I	湖北台1-13-8	04-7193-8787	
10	福祉ステーション『どーも』	布佐3060 蘇理ビルA	04-7181-6790	
11	楓	都部新田37-2	04-7187-1944	
12	ヘルパーステーション ケアプライド	中里140-5	04-7199-9483	○
13	ていもしー	南新木2-12-31	04-7113-1325	
14	居宅支援アライブ	柏市中原1817-1	04-7128-4135	
15	障害者福祉サービス ほたる	柏市根戸419-16 グリーンキャピタル北柏604	04-7100-3377	○
16	生活クラブ風の村 介護ステーション柏	柏市東上町2-6マンション久大1階	04-7165-7722	
17	ヘルパーステーションどんぐり	柏市高田1087-5	04-7126-0015	
18	ケアステーションしゅしゅ	柏市北柏4-4-8	04-7165-1526	
19	サポートセンターはなみずき	柏市布施138-5	04-7192-6511	
20	生活介護事業所 大きな木	柏市根戸1594-4	04-7138-6211	

21	トータルサポート優	柏市南増尾7-4-20 コーポ北稜A102	04-7173-4081	
22	介護サービス カナリヤ	松戸市大金平4-325-8	047-346-1020	
23	訪問介護ひなた まつど	松戸市常盤平2-11-11 ジョリー メゾン1階左号室	04-7138-5305	
24	ハッピースマイル	流山市流山1-155-202	04-7197-5144	
25	地域生活支援センター「一歩」	印西市岩戸1721	0476-99-3033	
26	ハートフレンド誉田	千葉市緑区誉田町2-21-5	043-300-3001	

訪問入浴サービスを利用できる事業所

No.	事業所名	住所	電話番号
1	セントケア我孫子	泉1-17-103	04-7181-1040
2	アサヒサンククリーン在宅介護センター取手	取手市新町3-1-21 取手新町ビル1階	0297-85-5075
3	ウエルシア介護サービス我孫子	我孫子市南新木3-11-2	04-7170-1259

理髪サービスを利用できる理容店

No.	事業所名	住所	電話番号
1	ヘアサロンわたなべ	栄39-4	04-7184-1874
2	ファッションヘアサロン・ヤマザキ	天王台6-15-29	04-7184-1526
3	ヘアサロン・フェイスアイ	中峠1336-1	04-7188-6599
4	メンズヘアサロン シャローム	つくし野1-16-20	04-7184-3477
5	ヘアサロンミシナ	つくし野1-7-15	04-7182-6578

我孫子市公共施設減額・免除等実施施設一覧

市内の公共施設の減額や免除について、詳細は各お問合せ先に確認してください。

No.	施設名称	使用箇所等	問合せ先	電話番号	備考
1	近隣センター・市民センター	会議室ほか	市民協働推進課	04-7185-1111 (代)	団体利用のみ
2	市民プラザ	会議室ほか	市民協働推進課	04-7185-1111 (代)	団体利用のみ
3	新木・布佐行政サービスセンター	会議室	市民課	04-7185-1111 (代)	団体利用のみ
4	生涯学習センター	駐車場	生涯学習センター	04-7182-0515	個人
5	公民館	学習室ほか	我孫子地区公民館	04-7182-0511	団体及び個人
			湖北地区公民館	04-7188-4433	
6	図書館布佐分館	会議室	図書館布佐分館	04-7189-1311	団体利用のみ
7	市民体育館	メインアリーナ サブアリーナ 武道場 テニスコート 野球場 トレーニング室ほか	市民体育館	04-7187-1155	
8	五本松運動広場	スポーツ広場	教育委員会 文化・スポーツ課	04-7185-1604	団体利用のみ
9	手賀沼公園	駐車場	公園緑地課	04-7185-1111 (代)	個人
10	公園施設	サッカー場 野球場 テニスコート	教育委員会 文化・スポーツ課	04-7185-1604	団体及び個人
11	つくし野多目的運動広場	スポーツコート 和室ほか	教育委員会 文化・スポーツ課	04-7185-1604	団体利用のみ
12	ふれあいキャンプ場	テントサイト	教育委員会 文化・スポーツ課	04-7185-1604	団体及び個人
13	鳥の博物館	館内	鳥の博物館	04-7185-2212	団体及び個人
14	白樺文学館	館内の見学	白樺文学館	04-7185-2192	個人
15	杉村楚人冠記念館	館内の見学	杉村楚人冠記念館	04-7187-1131	個人
16	手賀沼親水広場 水の館	研修室 プラネタリウムほか	手賀沼課 水の館	04-7185-1484 04-7184-0555	団体及び個人
17	自転車駐車場	駐車場	交通政策課	04-7185-1369	個人

※鳥の博物館・白樺文学館・杉村楚人冠記念館

障害者の方と、障害者1人につき介助の方1人まで入館料が免除されます。
受付で証明する書類をご提示ください（スマートフォンアプリを含む）。

関係団体（役員が変更される場合があります）

名称	代表者・住所	電話番号
我孫子市視覚障害者協会	福田 勇助 ・ 村越 英子	04-7185-2670
我孫子市ろうあ協会	影山 博美	FAX 04-7105-5925
NPO千葉県中途失聴者・難聴者協会 我孫子地区会	田仲 隼子	TEL・FAX 04-7183-6675
パーキンソン病友の会千葉支部 第5ブロック（我孫子・白井・印西）	谷 勝	04-7187-0345
日本心臓ペースメーカー友の会 千葉県支部・我孫子地区会	長澤 光恭	TEL・FAX 04-7183-0525
東葛菜の花 （高次脳機能障害者と家族の会）	（連絡窓口） 大寺 龍彦	080-9570-6534
我孫子市手をつなぐ育成会	徳本 博文	04-7187-2252
我孫子市自閉症協会 （通称：あじ会）	吉武 明子	04-7183-2343
音訳ボランティア我孫子	新浜 晴義	04-7185-5233 （ボランティア活動相談窓口で・と・り・あ）
千葉県社会福祉協議会	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	043-245-1101
千葉県肢体不自由児協会	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	043-245-1732
千葉県身体障害者福祉協会	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター）	043-245-1746
千葉県視覚障害者福祉協会	四街道市四街道1-9-3	043-421-5199
千葉県重症心身障害児（者）を守る会	千葉市美浜区稲毛海岸2-3-1 （さいわい内）	043-242-1230
千葉県聴覚障害者協会 （千葉聴覚障害者センター）	千葉市中央区神明町204-12	TEL 043-308-6372 FAX 043-308-5562
NPO法人千葉盲ろう者友の会 （千葉県盲ろう者支援センター）	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	TEL・FAX 043-310-3008
日本オストミー協会千葉県支部	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	043-309-7571
千葉県自閉症協会	千葉市若葉区西都賀2-1-16 共栄ビル3階	ホームページのメールフォーム の問合せのみ
千葉県手をつなぐ育成会	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	043-246-2181
千葉県精神保健福祉協議会	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	080-7000-2093
千葉県精神障害者家族会連合会	千葉市中央区千葉港4-5 （千葉県社会福祉センター内）	
千葉県断酒連合会	千葉市緑区高田町401-235	
日本てんかん協会千葉県支部	市川市国分5-6-25 永島方	047-373-1369

14. 市内施設等一覧

問合せ先一覧

名称	住所	電話番号
千葉県東葛飾障害者相談センター	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3階	TEL 04-7165-2422 FAX 04-7165-2423
千葉県発達障害者支援センター東葛飾分室 (CAS我孫子)	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ4階	TEL 04-7165-2515 FAX 04-7165-2516
ハローワーク(職業安定所)松戸 専門援助部門	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	TEL 047-367-8609 FAX 047-367-8649
千葉県柏県税事務所	柏市あけぼの2-1-5	04-7147-1231
国税庁 柏税務署	柏市あけぼの2-1-30	04-7146-2321
千葉県柏児童相談所	柏市根戸445-12	04-7131-7175
千葉県松戸健康福祉センター 障害者差別相談窓口 (松戸保健所)	松戸市小根本7	047-361-2346
千葉県こころセンター (千葉県精神保健福祉センター)	千葉市美浜区豊砂6番1	043-307-8439
千葉県ひきこもり地域支援センター		043-307-3812
中核地域生活支援センターまつど (ほっとねっと)	松戸市新松戸3-15 KS12ビル1-A	TEL 047-309-7677 FAX 047-309-7678
我孫子警察署	我孫子市柴崎904-1	TEL 04-7182-0110
我孫子市消防本部(西消防署)	我孫子市我孫子1847-6	TEL 04-7184-0119 FAX 04-7184-0165
我孫子郵便局	我孫子市天王台6-8-15	0570-093-942
JR東日本お問合せセンター(列車時刻・運賃・ 料金・空席情報) ご案内時間 6時~24時		050-2016-1600
ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ	我孫子市寿2-27-41	TEL 04-7185-5233 FAX 04-7185-5243
千葉県立我孫子特別支援学校	我孫子市新木1685	04-7187-0831
千葉県立我孫子特別支援学校 清新分校	柏市高柳995	04-7193-6020
千葉県立湖北特別支援学校	我孫子市日秀70	04-7188-0596
千葉県立松戸特別支援学校	松戸市栗ヶ沢784-17	047-388-2128
千葉県立特別支援学校流山高等学園	流山市野々下2-496-1	04-7148-0200

15. 別表

別表1 生活福祉資金の種類

種類		貸付限度額	
総合支援資金	<p>失業や収入の減少等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付け</p> <p>(1) 生活支援金：生活費 (2) 住宅入居費：敷金礼金等、賃貸契約を結ぶために必要な経費 (3) 一時生活再建費：生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用</p>	<p>(1) 単身：月額15万円以内 複数：月額20万円以内</p> <p>(2) 40万円以内 (3) 60万円以内</p>	
福祉資金	生業費	生業を営むために必要な経費	460万円
	技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	6か月程度 130万円～580万円 ※技能を習得する機関により変わります。
	福祉費	転宅費：引っ越しにかかる費用	50万円
		冠婚葬祭にかかる費用	
		出産費	
		小規模住宅改修費、住居設備費	
		支度費：就職・技能習得等の支度に必要	
		一時的に必要な特別資金	
	障害者自動車購入費	障害者世帯が障害者に必要な自動車を購入するための購入費及び、車検や修理、改造等に必要な経費	200万円 ※福祉車両の場合のみ 250万円
	障害者等福祉用具購入費	高額な福祉用具等の購入に必要な経費	170万円
住宅改修費	住宅の増改築、補修費及び公営住宅の譲りうけに必要な経費	250万円	
療養・介護費	療養介護に必要な経費及びその期間の生計維持に必要な経費	170万円～230万円 ※療養期間、サービス受給期間により変わります。	
災害援護費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	

	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける少額の費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等専門学校等（学校教育法に規定する学校）に就学するのに必要な経費 ※修学者本人が借受人となること。	高校 月 35,000 円 高専・短大 月 60,000 円 大学 月 65,000 円
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等専門学校等（学校教育法に規定する学校）への入学に際し必要な経費 ※修学者本人が借受人となること。	50万円以内
不動産担保型資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付ける資金	鑑定価格の70%
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	戸建住宅：鑑定価格の70% 集合住宅（マンション）：鑑定価格の50%

◆障害者優先調達推進法について◆



国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定され、平成25年4月から施行されています。

我孫子市においても、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績をホームページにおいて公表するなど推進に取り組んでいます。

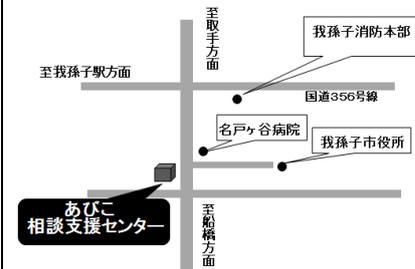
トップページ>事業者向け情報一覧>障害福祉・雇用>障害者優先調達推進法に基づく方針及び調達実績の公表

別表2 福祉避難所一覧

地区	番号	名称	対象		
			高齢者	障害者	乳幼児・児童
我孫子北部	1	根戸デイサービスセンター	○		
	2	根戸保育園			○
	3	つくし野保育園			○
	4	ぼけっとランドあびこ保育園			○
	5	根戸近隣センター	○	○	○
	6	久寺家近隣センター	○	○	○
	7	我孫子北近隣センター並木本館	○	○	○
	8	我孫子北近隣センターつくし野館	○	○	○
我孫子南部	9	聖華みどり保育園			○
	10	寿保育園			○
	11	我孫子南近隣センター	○	○	○
天王台	12	東あびこ聖華保育園			○
	13	天王台北近隣センター	○	○	○
	14	近隣センターこもれび	○	○	○
	15	特別養護老人ホームアクイール	○	○	
	16	特別養護老人ホームおはら	○	○	
	17	介護老人保健施設 葵の園・我孫子	○	○	
	18	特別養護老人ホーム けやきの里	○	○	
湖北	19	湖北台保育園			○
	20	湖北台近隣センター	○	○	○
	21	湖北特別支援学校		○	
新木	22	障害者福祉センター		○	
	23	あらき園		○	
	24	こども発達センター			○
	25	我孫子特別支援学校		○	
	26	新木近隣センター	○	○	○
	27	障害福祉サービス事業所みずき		○	
布佐	28	布佐宝保育園			○
	29	布佐南近隣センター	○	○	○
	30	近隣センターふさの風	○	○	○
	31	特別養護老人ホーム アコモード	○	○	

我孫子市障害者まちかど相談室一覧

障害のある方やそのご家族等が、身近な地域で気軽に相談できるように、市内5カ所に障害に関わる相談窓口を「障害者まちかど相談室」として開設しています。

No.	名称	住所・電話・FAX	主な担当地区	地図
1	我孫子地区 障害者まちかど 相談室 (あびこ相談支 援センター)	我孫子市寿2-27-41 ☎ 04-7196-6131 FAX 04-7196-6131	布施、つくし野、我孫子、久寺家、台田、船戸、栄、並木、根戸、白山、寿、緑、本町、若松、根戸新田、我孫子新田	
2	天王台地区 障害者まちかど 相談室 (相談支援事業 所むつぼし)	我孫子市柴崎861-1 ☎ 04-7183-1511 FAX 04-7179-5876	高野山、高野山新田、岡発戸、岡発戸新田、下ケ戸、柴崎、柴崎台、青山、青山台、南青山、泉、天王台、東我孫子	
3	湖北地区 障害者まちかど 相談室 (サポートセン ターけやき)	我孫子市中里337 ☎ 04-7192-8750 FAX 04-7192-8761	湖北、湖北台、中峠、中峠台、日秀、日秀新田、中里、中里新田、都部、都部新田	
4	新木地区 障害者まちかど 相談室 (相談支援事業 所れがあと)	我孫子市南新木2-3-1 ☎ 04-7115-9677 FAX 04-7115-9677	新木、新木野、南新木、古戸	
5	布佐地区 障害者まちかど 相談室 (アコモード相 談支援事業所)	我孫子市布佐平和台4-1-1 ☎ 04-7189-0880 FAX 04-7193-8009	布佐、布佐西町、布佐平和台、江蔵地、都、相島新田、浅間前新田、新々田、三河屋新田、布佐下新田	

